

岐路に立つ‘もう一つの公共放送’

～40周年を迎えた英商業テレビ I T V～

放送情報調査部

蓑葉 信弘

要 約

イギリスの商業テレビ I T V は、1995年9月で満40年を迎えた。商業テレビとは言え、それはいわゆる公共放送と対立する概念のそれではない。B B C と並ぶもう一つの公共サービス放送（Public Service Broadcasting）としての法的位置づけを与えられているところに、I T V (Independent Television=B B C とは別の独立したテレビ) と呼ばれるイギリスの商業テレビの独自性がある。

I T V は当初は公共サービスとしての自覚の欠如を批判された。しかしその後公共サービスとしての責務が明確化してからは、総じて言えばB B C と競いながらイギリスの放送の質を高め、世界的な評価を定着させるのに少なからず貢献した。1982年には I T V 2とも言うべきチャンネル4が誕生する。自らは広告を販売せずに I T V の提供する資金で運営され、実験的な試みやマイノリティーサービスにも力を入れ、商業テレビに課せられた公共サービスの任務の、I T V では満たしきれないところを補完する—これがこのチャンネルの役割であった。B B C テレビ1とこれを補うB B C 2、I T V とこれを補うチャンネル4—ここに公共サービス放送の“複占”は完成の段階に達したと言える。

しかし複占体制は完成と同時に揺らぎ始める。“規制された複占” “安楽な複占”が放送事業への自由な参入を阻み、視聴者の選択の幅を狭めているという批判が生まれる。加えて都市型ケーブル、衛星放送という第3勢力“非公共サービス”的進出。そして放送を1産業として市場の競争原理の中に投げ込もうという、サッチャー前首相の90年放送法による放送改革は、免許を競争入札にかけるまでに至る。E C 枠内の外国資本による I T V 買収も認められるようになる。そこへ不景気による収入の落ち込みと人員整理の嵐。自衛措置としての合併の推進。さらに衛星放送 B S k y B の躍進に、受信許可料収入の補完をねらうB B C の積極的な商業活動の展開が追い打ちをかける。新たなライバルとなるチャンネル5の開局も迫っている。そして政府によるデジタル新競争時代到来の予告……

40年の歴史を重ねいわば不惑を迎えた I T V は、新しい時代をどう生き延びていくのだろうか。

目 次

はじめに—祝祭の夕べ	112	アナン調査委員会	124
I 公共規制下の商業テレビ	113	規制された複占から多様性へ	125
B B C 元会長の独占弊害論	113	IV 揺らぐ複占体制	126
ペバレッジ委の少数意見	114	I T V 2獲得へ	126
チャーチル政府の放送白書	114	チャンネル4の誕生	127
54年テレビ法と I T A の設立	115	非公共サービス放送の出現	127
II 自覚なき公共サービス	117	ピーコック委員会報告	128
I T V 初期の経営	117	V サッチャーの放送改革	130
放送界に新風	118	ダウニング街放送セミナー	130
B B C への影響	119	Death On The Rock の衝撃	131
番組の低俗化	120	放送白書と90年放送法	132
III 公共サービスの複占	121	I B A から I T C へ	133
ピルキントン委員会報告	121	イギリス的妥協	133
公共サービスとしての I T V	122	一つの時代の終り	134
複占体制下の発展	123	VI サバイバルゲームの始まり	136

免許競争入札制の実施	136
I T V新体制のスタート	137
新チャンネル4の船出	138
空からの脅威—B S k y B	138
VII 21世紀へ—放送新時代とI T V	140
B B Cの商業化路線	140
所有規制緩和とI T V再編	141
デジタル放送の行方	142
岐路に立つI T V	143
I T V関連略年表	144
参考文献・注	145

はじめに—祝祭の夕べ

1955年9月22日—イギリスで初の商業放送テレビI T V（インディペンデント・テレビジョン）が開局し、B B Cの放送独占に終止符を打った日である。この夜、ロンドンはシティの市庁舎（ギルドホール）で開局記念式典が行われ、初の放送はその生中継から始まった。

「祝祭の夕べ！イギリスのインディペンデント・テレビジョンが、今夕お目見えする。」

まずカメラはロンドンの街をざっと一望し、それから歴史的なギルドホールに固定される。そこで公式の開局式典が行われるのである。」

創刊されたばかりの商業テレビの番組紹介誌テレビ・タイムズは、このような前書きを添えたうえで当日の番組表を掲載している。

〈ギルドホール記念式典〉

7.15 来賓入場
7.30 オーケストラ演奏
序曲「ロンドン」（エルガー作曲）
国歌
7.45 祝辞
ロンドン市長 S. ハワード
通信大臣 C. ヒル
I T A委員長 K. クラーク

8.00 バラエティー

8.40 ドラマ

9.10 プロボクシング中継

10.00 ニュース

10.15 祝祭の夕べ（於メイファーホテル）

10.30 音楽ショー

10.50 番組予告

11.00 エピローグ

国歌（放送終了）

イギリスの最終的には14の地域に開設される商業テレビのトップを切ってロンドンに開局したこの局は、アソシエイテッド・リディフュージョン（Associated-Rediffusion）₁という。後のテムズ・テレビの前身である。

翌日の新聞各紙は当然ながら、そろってこのニュースを伝えている。しかしその扱いは、例えばタイムズ紙が「芸術」欄に1段と少ししか割いていないように、今から思えば必ずしも大きくはない。大衆紙にいたっては、B B Cラジオの人気ソープオペラ『アーチャー家の人々』のある登場人物の死のほうに、より大きなスペースを割いた。商業テレビの出現をそれほど社会的事件と受けとめていなかったのか。それともテレビの影響力が今ほど認識されていなかったのか。もちろん、商業テレビが開局したとは言え、見られるのはロンドンとその周辺のごく少数の人に限られていた（この地区の当時のテレビ台数は17万程度）ことも、勘定に入れなければならないだろう。

新聞のしたがって国民の関心の一つは、まだ見ぬ広告放送がどのように放送されるかであった。イギリス初のテレビ広告主の栄を担ったのは、ある歯磨きメーカーで、その広告は午後8時12分に始まった。

「もちろんまもなく最初のスポット広告が現われた。通信大臣は前々から広告は‘番組の自然の切れ目に限られる’と保証していた。そして少なくとも彼自身の祝辞が広告で中断されることなかった。広告が初めて入ったのは、……バラエティーの最中だった。映画館で見る広告のように、あの奇妙に鼻にかかった、人工的な調子だった。

愛らしい少女が我々の前で、……練り歯磨きを使って歯を磨き始めた。（…）

娯楽の間に割り込んでくるあのコミックな小中断に、不快という言葉を使うのはきつすぎるだろう。しかし、それにもかかわらず、広告への抵抗に鈍感になることがじきに必要になることが実感された。」（タイムズ紙₂）

「今までのところ広告は決して邪魔にはならない。しかしながら頻繁な中断が、多くの視聴者をいらいらさせることが想像される。」（ヨークシャー・ポスト紙₃）

もうひとつのより重大な関心は、言うまでもなく商業テレビとは何か、それは国民にとってどういう意味をもつのかという、より本質的な問題だった。

「インディペンデント・テレビジョンがどのようなものであるか。昨夜の放送開始番組では、本当のところこの問い合わせに答えるところまでは行かなかつた。（…）

全般的に見て、新しいテレビ・サービスは第1夜のテストにかなりの成績で合格した。しかし、これから先のB B Cとの競争の中で、その番組の質が実際にどのようなものになりそうか、それはまだ誰にも予測しがたいことだ。」（タイムズ紙₂）

「これまでのところ、インディペンデント・テレビジョンは、その敵が最も懸念した（あるいは希望した？）ようなものではないことが間違いなく確認された。（…）しかし、そのより深い道徳的影響が感じられるようになるのは、たぶん何年もの期間を経たあとだろう。」（マンチェスター・ガーディアン紙₄）

あの祝祭の夕べから昨年9月でちょうど40年。イギリス国民の広告アレルギーも消え、上記の疑問に答えるのにたぶん十分すぎる歳月が経過したはずである。

不惑の歳を迎えたイギリスの商業テレビは、その後を実際どう生き抜いてきたか。そして、きたるべき時代をどう生き伸びようとしているのか。

I 公共規制下の商業テレビ

イギリスのテレビ放送の開始つまりB B Cがテレビ放送を始めたのは、第2次世界大戦前の1936年11月である。しかしそれは本格的な発展を見る前に、1939年9月の戦争勃発によって休止となり、長いブランクを余儀なくされる。

テレビ放送が再開されたのは、終戦から1年あまり後の1946年6月である。放送再開と同時にテレビにも受信許可料が設定された。つまり戦前の3年間はまだ料金のとれない試験放送に等しかつたわけである。したがってイギリスはこの時初めて本格的なテレビ時代の幕開けを迎えたと言っていい。しかしその後もテレビ受信機普及の歩みは緩慢で、本格的な普及には1953年6月のエリザベス女王の戴冠式一初めて全国民の目の前で行われる戴冠式一のテレビ中継を待たなければならなかつた。日本でも1959年4月の皇太子（現天皇）のご成婚が、テレビ普及のきっかけになったと言われるが、これとよく似ている。

B B C元会長の独占弊害論

こうした中で台頭してきたのが、商業テレビ開設—B B C独占打破論である。

戦争中B B Cのラジオ放送は、その公正さ、正確さで世界的に声値を高め、国民的機関としての地位をいっそう強固にした。しかしその一方で、B B Cの放送独占は自由に対する潜在的な脅威になると考へる人たちが現われ始める。

批判ののろしをあげたのは他ならぬB B Cの元会長だった。第2代会長サー・フレデリック・オグルビー（在任1938-42）が、1946年6月26日付けタイムズ紙への投書で、次のようなB B C独占弊害論を展開したのである（要旨）。それはB B Cの独占を支持する文化的政治的エスタブリッシュメント（既成の支配勢力）に、大きな衝撃を与えた。

「いま問題になっているのは、政治のことではなくて、自由のことだ。自由とは選択できるということである。放送の独占が自由の否定になることは避けられない。それは視聴者の選択の自由を

否定する。アナウンサー、音楽家、俳優、そして放送にチャンスを求めるすべての人たちの雇用の自由を否定する。独占のもつ危険は映画産業、新聞、演劇界で久しい以前から認められてきた。そしてそれを防ぐために積極的な方策がとられてきた。世界の民主主義国の中で、放送の独占を許しているのは我が国だけだ。

私は1938年秋から1942年の初めまでB B Cの会長を務めた。私の在任中に特に印象に残ったことは2つ、独占制度の弊害とそれを克服しようと努める非常に有能な幹部職員の立派な仕事ぶりだった。B B C自身、独占を廃止し競争を導入すれば大いに得るところがある。聴取者もB B C以外に他の番組も楽しめるから得をする。放送事業希望者も、B B Cに断られても行くあてができるから得だ。

反対に失う可能性があるのは、時の政府だけであろう。政府が、どこから見ても独立性をもっているように見えながら、特許状や法の規定によって意のままに操縦できる強力で役に立つ道具にまさるものを、望むことがありますようか。

現在の問題はB B Cのことではなく、放送制度そのものである。政府の支持者たちは、政府がそれについて十分な公開調査を始めることを求めるべきだ」⁵

ベバレッジ委の少数意見

放送の将来について審議するため1949年に設けられたベバレッジ調査委員会⁶では、当然この問題が議論の中心になった。委員会は1年半にわたる審議の過程で、さまざまな関係者から意見を徴しているが、このうちB B Cの初代会長でイギリスの公共サービス放送確立の父とされるリース卿（在任1927-38）は、委員会に提出した意見書で次のように主張した。

「B B Cを今日あらしめたのは、独占の威力 brute force of monopoly である。それが道徳的責任というポリシーの遂行を可能にした。競争ということになれば、良いものの競争ではなく安っぽさの競争になるだろう。ふつう言われる独占の欠点と危険は、放送には当てはまらない。それどころかそれが有力な推進力になるのだ。」⁷

1951年1月に発表された委員会の報告書の結論は、独占の継続であった。同委員会はB B Cの独占的地位がもつ危険性は認めながらも、放送は公共的な目的をもつものであり、聴取者の数を争う競争から保護されるべきであるとした。

しかし11人の委員のうち野党保守党の下院議員セルウィン・ロイドは、B B Cの独占を廃すべきだとする主張を譲らず、商業放送の導入を求める少数意見を提出した。彼はリースの主張にこう反論した。

「私はこの〈独占の威力〉が嫌いだ。残念ながらこの表現手段（放送のこと）に対する独占の脅威は知らぬ間に進行して、一般の人たちには十分認識されていないようだ。」⁸

ロイドはまた後に下院での議論の中で、次のように主張している（要旨）。

「情報や教育、娯楽などの提供に大きく貢献するこの分野で、何を放送すべきかを決める機関が一つしかあってはならないというのは、許されないことだ。

B B Cを保持するのはいい。しかしそれと並んで1系統の全国ネットの商業放送と、電波や財源が許すかぎりのローカル局があつていいと思う。そうすればイギリスの放送はかなり多様性に富んだものになるはずだ。そしてB B Cと商業放送の上に、アメリカのF C Cより強い権限をもつ規制監督機関（提出した少数意見の中でイギリス放送委員会 Commission for British Broadcastingと呼んでいるもの）をおくべきだ。」⁹

ロイドのこの少数意見が、ベバレッジ報告の中でも最も重要なものの一つであったことが、すぐに判明する。その年の10月に行われた総選挙で労働党は政権を失い、政権に返り咲いた保守党のチャーチル政府が、ロイドの路線に従うことを決定したからである。

チャーチル政府の放送白書

チャーチル政府は、翌1952年5月に発表した放送白書¹⁰で、商業放送の導入について検討する考えを正式に表明した。

「この効果的な独占が、優秀にしてかつ評判の高い放送サービスの確立に大いに貢献し、そのこ

とでこの国が有名になったこと、そしてB B Cが国民生活の重要な一部になっていることを、政府は認識している。 (...)

(しかし) イギリスにおける放送をB B Cのみに委ねることを続けるべきかどうかという問題は、このことを考えるすべての人たちの頭をざいぶん悩ませてきた。 (...)

現政府は次のような結論に達した。資金需要が満たされて実現が可能になるなら……拡大しつつあるテレビの分野に、ある程度の競争の要素を認める規定が設けられるべきである。」

この白書の発表でイギリス国内は、独占擁護派と競争導入派の戦場になる。かのリースが上院で商業放送をペストになぞらえる有名な演説を行ったのはこの時である。

「何の理由があつて、この遺産と伝統を危険にさらすのか。白書にはただ一つの理由も、ほのめかされてさえない。 (...) 絶対的な根本原理、大切にされてきた原理が、破棄されようとしている。 (...) 政府は破棄をここで公言している一裏切りであり降伏だ。 (...) イングランドにドッグレースを持ち込んだ者がいる。我々はそれが誰か知っている。彼がそれを自慢に思い、紳士録の中で全世界に言いふらしているからだ。キリスト教と印刷術と電気の使用を持ち込んだ者がいる。天然痘と腺ペストと黒死病を持ち込んだ者がいる。そして今スポンサーつきの放送をこの国に持ち込もうと考えている者がいる。」¹¹

国会の内外での激しい議論を経て、チャーチル政府が第2の放送白書¹²を発表したのは、翌1953年11月のことである。政府はこの中で商業テレビ導入の具体案を明らかにした。それは〈公共機関による規制監督〉と〈非スポンサー制〉を2本の柱とする次のようなものだった。

1. 公共機関による規制監督：送信施設を実際に所有する新しい公共事業体を設立し、これがその施設を新しい会社‘番組制作会社’のグループに賃貸しする。各社は番組を制作しこの公共事業体の施設を通じて放送し、広告から収入を得る。政府は前の放送白書でも規制監督機関の必要を指摘していたが、「そのような機関を公共事業体にすることによって、その規制監督の権限を強めること

とが望ましい」という結論に達した。」新しい機関は次のような権限をもつ。ただし通常は留保権限とし、特別の理由がないかぎり行使しない。

- ①番組編成計画とスクリプトを事前に要求する
- ②事後検査のため番組の録音・録画を要求する
- ③特定の事項の放送を禁止する
- ④広告の規制をする¹³

2. 非スポンサー制：商業テレビに対する懸念はたいていの場合、広告主が彼らの責任で「彼ら自身の番組を提供しあつ支配する」‘スポンサー制’にあるので、非スポンサー制とする。「広告を入れることとスポンサーになることとは大違いである。新聞は広告を入れているが、自らのニュースや論説には責任を負っている。」¹⁴

1953年6月のエリザベス女王の戴冠式は、アメリカのテレビでも放送されたが、肝心のウエストミンスター寺院での儀式の模様がコマーシャルによって中断されたと報じられた。商業テレビ推進派にとって不利な材料だったが、逆にスポンサー制をとらなければこういう事態は避けられるという主張の論拠ともなった。

政府の最終方針には商業主義の弊害を恐れる導入反対派の意向が、色濃く反映されている。商業放送先進国アメリカのテレビとはきわめて対照的な、公共サービス放送先進国イギリスにふさわしいユニークな商業放送の雛型は、こうして誕生したのである。

54年テレビ法とI T Aの設立

商業テレビを導入するための法律は、1954年7月30日に成立する。イギリス初の放送法「54年テレビジョン法」である。それから5日後の8月4日には、同法に基づく公共事業体 I T A (Independent Television Authority) が設立され、1年あまり後の商業テレビ開局に向けて慌ただしい準備が始まることになる。

ここでI T Aの性格や任務などを整理しておけば、次のとおりである。

- B B Cと同じような性格の公共事業体である
- 従つてB B Cと同様に放送の免許を与えられ、言い換えれば免許の主体になる
- ただし放送される番組はI T Aとの契約に基づ

き、番組制作会社（法律上は番組制作契約者）が制作する

○番組と広告内容についてチェックする

○放送について議会に対し最終的責任を負う

また I T A の番組内容に対するチェックがどうあるべきかについて、54年テレビ法第3条は次のように規定している（要旨）。

①放送番組が次の諸要件に従っていることを確認することが、I T A の任務である。

(a) よい趣味や品位に背いたり、犯罪を奨励したり、無秩序を招いたり、国民の感情を害したりするような内容が番組に含まれていない

(b) 取り上げる主題に適当なバランスがあり、全般的に高い質の水準を保っている

(c) ニュースにはしかるべき正確さと不偏不党性がある

(d) 番組の素材のしかるべき割合が、イギリス起源のものであり、イギリス人の実演によるものである

(e) 番組が当該地域の住民に特に訴えるものを、適當な割合で含んでいる

(f) 政治的または産業上の論争の的になっている事項や、現在の公共的政策に関する番組においては、しかるべき不偏不党性を保つ

(g) いかなる政治団体の利益に奉仕することを目的とする事項も、番組に含まれていない

ここにはイギリスの放送番組の一般的基準の原型が提示されており、我々はその後もいたるところで同じような表現にしばしばお目にかかることになる。

ところで上記の番組制作会社が I T V (Independent Television) と呼ばれるもので、最終的には全国14の地域ごとに指名された。日本で言えば各地の民放テレビ局にあたるが、あくまでも番組を制作する会社であって放送の免許は I T A にある点と、1 地域 1 局の地域独占である点が日本とは異なる。初めに述べたように、1955年9月にロンドンに初の I T V が開局したのを皮切りに順次各地に広がって行き、1962年9月までには各地域への配置が完了して、全国のどこででも I T V の放送が見られるようになる（表1参照）。

なおイギリスの商業テレビが “Commercial TV” とは言わずに “Independent TV” を名乗ったのは、前者のもつアメリカ的な、俗悪な商業主義のイメージを嫌ったためと言われる。

“independent” とはもともと “independent of the BBC” (B B C とは別の) という意味である。

もっとも議会の審議では、“independent” とはおこがましいとする反対派から、I T A の I には、“irrelevant”（不適切な），“impossible”（不可能な），“impotent”（無力な），“inadequate”（不十分な）をあてるべきだなどという、冗談ともつかぬ意見も出て議論を賑わしたという。

表1 I T V マップ（★は現行事業者）

地域	会社名	操業
ロンドン(週日)		
	AR(Associated-Rediffusion)	55.9～68.7
	テムズ・テレビ	68.7～92.12
	★カールトン・テレビ	93.1～
ロンドン(週末)		
	ATV(Associated Television)	55.9～68.7
	★LWT(London Weekend Television)	68.8～
イングランド中部(週日)		
	ATV	56.2～81.12
イングランド中部(週末)		
	ABC(Associated British Cinemas)	56.2～68.7
	ATV	68.8～81.12
イングランド中部(全日)		
	★セントラル・テレビ	82.1～
イングランド北部(週日)		
	グラナダ・テレビ	56.5～68.7
イングランド北部(週末)		
	ABC	56.5～68.7
イングランド北西部(全日、ヨークシャーを分離)		
	★グラナダ・テレビ	68.7～
中央スコットランド		
	★STV(スコティッシュ・テレビ)	57.8～
北部スコットランド		
	★グラニピアン・テレビ	61.9～
ウェールズ・イングランド西部		
	TWW(Television Wales and West)	58.1～68.3
	★HTV(Harlech Television)	68.3～
イングランド南部		
	サザン・テレビ	58.8～81.12
	TVS(Television South)	82.1～92.12
	★メリディアン放送	93.1～
イングランド東部		
	★アングリア・テレビ	59.10～

イングランド北東部	
★タイン・ティーズ・テレビ	59.1～
北アイルランド	
★アルスター・テレビ	59.10～
イングランド南西部	
ウエストワード・テレビ	61.4～81.8
TSW(Television South West)	81.8～92.12
★ウエストカントリー・テレビ	93.1～
ボーダー地方	
★ボーダー・テレビ	61.1～
チャンネル諸島	
★チャンネル・テレビ	62.9～
ウェールズ西北部(後にウェールズ・イングランド西部に吸収)	
WWN(Wales West and North)	62.9～64.1
ヨークシャー地方	
★ヨークシャー・テレビ	68.7～
朝食時テレビ(全国ネット)	
TV-am	83.2～92.12
★GMTV(Good Morning Television)	93.1～

II 自覚なき公共サービス

BBC初代会長リースは、商業放送の開設に最後まで異を唱えた。法案審議の最終段階でのこれも激越な発言が上院の議事録に残っている。

「彼ら（法案に賛成投票をするとみられている人たち）は、ウジ虫を一まったく何の必要もないウジ虫を—イギリスという国に食い込ませようとしている。」¹⁵

1955年9月のITV開局記念式典には、BBCからも会長と経営委員長が招かれて出席した。しかし、リースには招待がなかった。当日の彼の思いはいかなるものであったか。

「BBCがついにエデンの園から追い出される日の彼の日記は、陰うつな自己れんびんの調子で始まっていた。『今夜商業テレビが始まるとき、私が強い抵抗と戦って守り支えてきた独占が破られる。私は事務所へ帰る道すがら、‘‘イングランド（あるいはスコットランド）中で、今の私に同情の念を寄せててくれる者があるだろうか’’と思った』と。」¹⁶

リースは公共サービス放送のもつべき側面として次の4つを考えていた。¹⁷

- ①商業的圧力からの保護
- ②全国民が受けられるサービス
- ③管理の統一すなわち独占組織による運営
- ④高い番組水準の維持

このうちの③の独占がいま打ち破られた。①は商業テレビを公共事業体の下に置くことによって守られるとしよう。②は問題ないであろう。残る問題は④の番組の質であった。

ITV初期の経営

商業テレビ第1号アソシエイテッド・リディフュージョン（AR）開局の夜、その記念番組にチャンネルを合わせたのは、ロンドン地区の17万のテレビ受信機のうち10万（60%）だったという。30%がBBCへの“忠誠”を守り、スイッチさえ入れない家庭が11%あった。この数字は当日の23のスポット広告の枠をくじ引きで争い、50%割り増しのご祝儀料金を支払った廣告主と、ITV

V当事者の期待を裏切るものだったようだ。

I T Vの船出は決して順調とは言えなかった。A Rの1年目の赤字は270万ポンドにのぼったという。同局の社長兼会長のJ. S. ウイルズは1956年7月に次のように語っている。¹⁸

「実業界に入って35年になるが、企業家の仕事がこれほど難しかった例を私は知らない。保守党政府からの免許保有期間の保証は限られ、労働党からは免許取り消しの脅しがある。I T Aに対しても非常に高額な（レンタル料の）支払いがあり、広告価値の少ない“少数者”向け番組の義務づけがある。法律や免許条件に基づく制限が山ほどあり、B B Cとの競争はさらに激しくなるおそれがある—これではどんな楽天家でも気力がくじけてしまうに違いない。でも私はまだ楽天的だ。」

特に初期の段階では、少数の先発局（1956年5月現在で4社）が、新たな局の開設のための設備投資を含むI T Aの経費を負担しなければならないことに問題があった。ウイルズと違って樂天的でない経営者の中には、沈没を恐れて早々と船から逃げ出してしまった者もいた。しかしI T Aのレンタル料軽減の助けなどもあって、I T V各社は創業当初の危機を乗り切り、2年目からは黒字に転ずる。そして3年目には操業全社の平均の課税前利益が130%という、もうかる商売になる。テレビの免許は「金を印刷する免許のようなものだ」「just like having a licence to print your own money」という、スコティッシュ・テレビのロイ・トムソン会長の言葉は、当時のI T Vの羽振りのよさを語ってあまりにも有名である。¹⁹その結果、1959年の下院公共会計委員会でI T Vは、「容認できないもうけ過ぎ」「unacceptable profitability」という厳しい批判を受けるまでになる。（123ページの表2「I T Vの収入」参照）

放送界に新風

放送開始当時のI T VはB B C以上にB B C的だったとも言われるが、さまざまな面で新風を吹き込んだことも事実であった。

第1がニュースと関連番組である。従来のB B Cのテレビニュースは、姿を見せないアナウンサーがラジオと変わりのない原稿を読み、それに

字幕の説明がつくだけだった。I T V放送開始の数週間前からはフィルムも使われ、アナウンサーが画面に顔を出すようにならなかったが、相変わらず匿名であった。これに対しI T N（Independent Television News= I T Vが設立したニュース供給会社）のニュースは、初めからニュースを絵で伝えることに努め、またアメリカにならってニュースキャスター方式をとった。2人交代のキャスターはエド・マーローのようなアメリカのキャスターをモデルに、自らの言葉でニュースを伝えることを心がけたという。形式ばらないことが合い言葉で、その新鮮さが視聴者をつかんだ。

I T Vは報道番組にも新生面を開いた。例えば1956年に開局したグラナダ・テレビのWorld In Action（1962年～）は、事件の背景をえぐるパンチのきいたドキュメンタリー番組として今でも高い評価を得ている。グラナダはまた1958年のロッヂデール（イギリス最初の協同組合が設立されたことで有名なイングランド北西部の都市）の補欠選挙の際、選挙運動から開票までをローカルのドキュメンタリー番組で初めて完全報道した。B B Cは政治報道には常に及び腰であったが、これをきっかけに翌1959年の総選挙からI T Vと並んで広範な選挙報道を行うようになったと言われる。

もう一つI T Vが新風を吹き込んだのは—そしてI T V最大の成功とさえ言わるのは、娯楽番組である。週日放送のR Aに続いてロンドン地区の週末局として開局したA T Vは、Sunday Night at the London Palladium（パラディアム劇場の日曜の夜）というバラエティーショーや、アメリカから輸入の人気コメディーI love Lucyなどでこの方面をリードした。特にSunday Palladiumは、ボブ・ホープやビング・クロスピーのようなアメリカのショービジネスのスターをゲストに呼んで人気を博した。ロンドンのある教区の司祭は、信徒の人たちがこのショーを見る能够性を変更したという。ある調査によると、1955年の年間視聴率ベストワンはこの番組で、最高時にはロンドンのテレビ視聴者の84%がこの番組を見ている。²⁰

ドラマにおいても、イギリスで最も長続きかつ最も人気がある番組は、グラナダが1960年12月

から始めたCoronation Street（イングランド北部の町の同じ街筋に住む人々の日常生活を描いたいわゆるソープ・オペラ、初めは週2回、現在は週3回の放送）で、35年後の現在もほとんど常に視聴率ベストワンの座を争っている。

ITVの番組の成功の秘密は、その庶民性一大衆の欲するものを与えようという姿勢にあったと言えるだろう。それは長い間「我々が国民に与えるのは、我々が彼らにとって必要だと考えるものであって、彼らの望むものではない」²¹というリースのエリート思想に支配されてきたBBCとの決定的な違いであった。

競馬の中継放送に関するエピソードがある。BBCの競馬中継は、誰もが知りたいはずのオッズに触れるのを常に避けてきた。上流社会では金銭のことは口にするものではなかったからである。ITVの放送はこの前例を無視して、はばかることなくオッズを伝えた。当時のBBCのスポーツ番組の責任者で後のテレビ総局長ポール・フォックスによると、ITVがこうした放送を始めた後も、BBCはこれを改めなかった。現場の担当者には場内放送がオッズを発表するときは、黙ってその音声を流しておくよう指示が出されていたという。そうすればBBCの“美德”を傷つけることなく、視聴者に知りたいことを知らせることができるからであった。²²

BBCへの影響

ITVの誕生は良くも悪くもBBCにさまざまな影響を与えた。

まず発足に際して激しい人の引抜きがあった。ITV側は有能な技術者や番組制作に次々に声をかけた。BBC側も、ITVに行かないことを条件に給与を引き上げるなどの防衛策をとった。上記のポール・フォックスも誘われた一人であった。ATV（ロンドン週末とイングランド中部のITV局）の幹部に呼ばれてある部屋に行くと、隣の部屋では別の誰かが面接を受けている。多額の金の提示があったが、彼はBBCにとどまろうと決心した。

「当時のBBC会長イアン・ジェイコブは、スポーツが決戦場になると思っていた。BBCは相

当な資金を工面して、私や他の者の給与をほぼ倍増させた。そして競争相手がすぐそこに迫っているという状況でなかったら不可能だったであろうことを我々にさせてくれた。BBCにおけるすばらしい時代だった。予算は絶えず増額され、我々にどうしろと命ぜる経営コンサルタントもいなかつた。」²³

しかしBBCからの引抜きをまったく考えなかった会社があった。グラナダ・テレビである。後にその会長になったサー・デニス・フォーマンはこう語っている。

「我々はジャーナリズムの世界からも、カナダからも、通信省からも、BBC以外ならどこからでも人をとった。BBCの人間は尊大で堅苦しく人を見下していると、我々は考えた。」²⁴

1955年から翌年にかけての6か月で、ITVによる引き抜きは約500人にのぼった。しかしBBC70年史によると、幸いBBCにはしっかりした研修制度があり、失った人員はすぐに補充できたという。²⁵

しかしBBCにとってITVの最も恐るべき挑戦は、言うまでもなく番組だった。その影響はBBCに番組哲学の変更を迫るほど深刻なものだった。

1955年10月以来の年間視聴率ベスト20を見ると(40 YEARS OF BRITISH TELEVISION), 1955年こそBBCの番組が2本入っているが、その後1961年までの6年間はITVがベスト20をすべて独り占めしている。この数字は商業テレビが委嘱した調査機関によるものであるが、BBC自らの推定でも、1957年の末にはBBCの視聴者シェアはわずか28%に落ちている。つまり視聴者の72%が商業テレビを見ていたことになる。²⁶

ITVの成功によって、BBCは長い間抵抗してきた大衆的要素を積極的に取り入れるべく、番組制作方針を転換せざるを得なくなる。第6代会長イアン・ジェイコブ（在任1952-59）は、すでにITAが設立された1954年の時点で、BBCのより大衆的な行き方が正当化されるという考えを明らかにしていた。

「BBCはいかなる視聴者の要望と好みも、満足させるように努めなければならない。‘国民’

はこれは欲しがるがあれは欲しがらない一などと言うことがよくある。だが放送に関するかぎり、何か確固とした一塊の‘国民’というようなものは存在しない。あるのは千差万別の関心、能力、趣味、感覚をもった5000万の人々である。(…)
あらゆる範囲の視聴者が、さまざまな関心に奉仕すべく総合的に計画されたラジオやテレビの番組の中から、自分の望むものを選択することによって、初めて満足が得られる。

公共サービス放送は、いかなる分野にせよ提供できる最良のものを、サービスの目標として設定しなければならない。これは愚かにもよく言われることだが、BBCが人々にとって何がいいことであるかを決定し、それを人々が欲しがるもの代りに与えることを意味するものではない。あらゆる範囲の放送を洩らさず行うことによって、個人個人に最良のものを選択する機会を与えるべきだという意味である。こうすることによって、経験を広め楽しみを深める機会が絶えず提供される。シリアルな番組や教育的な番組と並んで、娯楽番組やくだらない番組(triviality)も欠かすべきではない。」²⁷

「我々は国民に彼らの望むものでなく彼らに必要なものを与えてやるのだ」というリースのエリート主義は、“愚かにも”という言葉で完全に否定されている。長い間BBCを支配してきた彼の公共サービス放送観、高踏的番組哲学はついに破綻し、BBCは路線を大衆寄りに修正する。

ATV副会長のノーマン・コリンズは、元BBCテレビのコントローラーで、「BBCが彼の首を切らなかったら、商業テレビは生まれなかっただろう」と言われたほど商業テレビの創設に尽力した人物だが、彼はBBCの変貌ぶりをこんなふうに評している。

「多くの面でBBCは、ITVの示す手本を学んでそれにならうことができないほど、自己流に凝り固まつてはいなかったことを証明した。ちょうどITVがBBCが過去に示した立派な水準を継続させ发展させたのと同じだ。」²⁸

番組の低俗化

しかしITVは公共的規制下にありながら、自

らを公共サービスの観点から見ていなかった。BBCのエリート向け番組に代る大衆のための番組の提供を、自らの任務と考えていたのである。

「どのみちBBCのいちばん重要な責任であるべきことを、BBCより上手にやるだけのために金を注ぎ込まなければならない理由が、私にはまったく分からぬ。」(AR総支配人C.T. ブラウンリッジ)²⁹

ITVは初めこそピークタイムにもインテリ向け番組を編成し、少数者向け番組にも意を用いたが、この種の番組は次第に編成の隅に追いやられるようになる。ニュースの放送時刻や時間量にもそれが表れ、大衆路線いわゆるダウンマーケットの傾向が強まってくる。これは一つには監督にあたるITAが、初期のITVの経営難を斟酌して大目に見ていたせいでもあった。こうしてITVは、あらゆるタイプの番組に時間を割かなければならぬBBCよりも、多くの時間を娯楽番組にあてることで、苦もなく視聴率競争に勝利を収めることになる。

ブリッゲズのイギリス放送史によると³⁰、1956年に入ってから新聞や雑誌が、そろってITVの番組に激しい攻撃を加えている。例えばデーリー・エクスプレス紙は、「ITVを失敗に終った実験とみなし」「それが完全に制御できなくなる前に、BBCに電波を引き渡す」のが、唯一の賢明なやり方であると結論づけている(1956.1.21社説)。中でも最も強烈なのが、評論家バーナード・レビン(1928-)の批判だった。彼はITVの番組を4つのカテゴリーに分類し、開局6か月後の何日間かについてそれがどんな割合で放送されているかを次のように分析した(マンチェスター・ガーディアン紙1956.4.7)。

カテゴリーX：160分=8%

(例えば天気予報や国歌など中立的なもの)

カテゴリーA：320分=16%

(知性ある人や趣味のいい人が週に2時間見て
も不快にならないような番組)

カテゴリーB：345分=17%

(普通のがらくた番組)

カテゴリーC：1195分=60%

(猫の餌にもならない最悪の番組)

つまりレビンは I T V の番組の 77% までが、がらくた以下の低俗な番組であると見たのである。

I T V の番組の質は、この後 1960 年にサー・ハリー・ピルキントン（実業家）を委員長に設置される放送調査委員会、通称ピルキントン委員会³¹で、議論の一というより激しい攻撃的になる。

III 公共サービスの複占

“Commercial television - that tuppeny Punch and Judy show”

「商業テレビあの安っぽいパンチ人形芝居」

　　サー・ウインストン・チャーチル

商業テレビの生みの親の一人であるチャーチルは、ちょうど初の I T V が開局する年の春に政界を引退している。そのチャーチルにこう言わせた I T V 番組のくだらなさ (triviality)、そしてそれが国民の文化と知的生活に与える影響—これがピルキントン委員会の主要な関心事だった。委員会は 2 年間にわたる審議の末、1962 年 6 月に報告書を発表する。

ピルキントン委員会報告

「テレビに対する不満の大部分は、I T V のサービスに帰せられる、というのが我々の結論である。I T V のバランスの観念は、国民の多様で多面的な趣味や関心を満足させるものではない。娯楽—特に軽娯楽の分野では、質に欠けるものが多い。テレビにはくだらない番組が多いという、広く行きわたった意見は、大部分がこういう事実で説明することができる。」³²

委員会の結論は、I T V にはくだらない番組が多いすぎる、I T V は B B C とともに国民の利益の受託者であるのに、そのことを忘れている、I T A の監督も甘い—というものだった。そして委員会は商業テレビの徹底的なオーバーホールを勧告する。

「我々は I T V の制度および組織を検討した結果、次のような効果をあげるために、最小限にとどめるべきではあるが、組織改革が必要であるという結論に達した。

- ① I T A に真の意味での権限を与える
- ② 常に最大の視聴者と最大の広告収入を目標にするという商業的動機を、番組の企画・制作から取り除く
- ③ 収益追求の動機を最良の番組の制作に向ける
- ④ 番組制作契約者間に真の番組制作競争を促す
- ⑤ B B C ・ I T V 間に良い番組の競争を促す

この目的のために、我々は I T V の制度と組織に次のような重要な改革を加えるよう勧告する。

- ① I T A が番組を企画する
- ② I T A が広告時間を販売する
- ③ 番組制作会社は、I T A が企画する番組に含まれる番組項目を制作し、I T A に販売する
- ④ I T A は準備金の積み立て後、剩余収入を国庫に納入する」³³

要するに、番組の企画編成から広告の販売まですべてを I T A が自ら行い、番組制作会社つまり I T V 各社は I T A の注文で番組を制作するだけにするという提案である。

一方 B B C に対するピルキントン委員会の評価は高かった。そして当時開設が問題になっていた第 3 のテレビチャンネルは、B B C に与えるべきであり、I T V にそれを与えるには改革を待つ必要があると提言した。

「B B C は良い放送というものをこころえており、概して良い放送を行っている。(…) 欠点もある。当然のことながら判断の誤りもある。繰り返しになるが、より一般的な批評として当を得ていると思われるものもあった。すなわち、B B C が I T V との競争のためにいくぶん水準を落としたというものである。しかし我々の結論をおおざっぱに言えば、単一のチャンネルという制限の中で、B B C のテレビ放送は、特許状に規定された放送の目的の実現に成功しているということである。」³⁴

「我々はこの次のテレビチャンネルは B B C が提供すべきであると確信する。」³⁵

「しかし、I T V の制度と組織を改革するという我々の勧告が採用されるなら、いずれ I T V に 2 つ目のチャンネルを許可したほうがよからうと我々は考える。」³⁶

デーリー・メール紙の世論調査によると、この委員会の主要な提言—I T A が自ら広告収入を得てネットワークを運営する—に 55% の国民が賛成で、反対は 37% にとどまった。また B B C の番組は I T V よりすぐれている。I T V は広告が多すぎ、もうけすぎているという点でも、国民は委員会の報告に同意したという。³⁷

これに対し商業テレビ側は当然強く反発した。

「私はピルキントン委員会が（十分な証拠もなしに）事実だとされていることについて述べていることを完全に否認する。特に夜の視聴好適時間帯のシリーズな番組の放送において、I T V が B B C に大きく遅れをとっていると述べていることは認めることができない。ピルキントン報告は偏見に満ち、誤った説明と歪曲でいっぱいだ。I T A は公然と攻撃を受けた。通信大臣からの要請を尊重してこれまで黙っていたが、もうこれ以上黙っているわけにはいかない。」(I T A 委員長アイヴォーン・カーカパトリック、1962 年 7 月に内務大臣にあてた手紙で)³⁸

「この報告書はくずかご行きにするのがいちばんいい。資格もない人たちに国家的大問題についての決定を依頼することの無意味さを証明するものだ。」(ウエストワード・テレビ会長ピーター・キャドベリー)³⁹

キャドベリーは園遊会の席で、この報告書とともにピルキントンに似せて作った人形を焼いて、怒りを爆発させたと伝えられている。⁴⁰

ピルキントン報告は、公共サービス放送のめざすべきものは、「国民に彼らの望むものを与えるか」、「国民に良いと思われるものを与えるか」の二者択一ではなく、その中間にあるとした。⁴¹ そこには B B C でさえすでに失いつつあった、リース的なものへの信奉がまだ残っている。その提言の大部分は政府に受け入れを拒否されたが、その報告は公共サービス放送の理想をうたう声明として、その後も放送のあり方を考えるうえでの指針であり続けた。

公共サービスとしての I T V

ピルキントン報告を受けた保守党マクミラン政府は、直ちに放送白書を発表し（1962 年 7 月），B B C に第 2 テレビの開設を許可する方針を明らかにする。

政府はさらに同年 12 月に第 2 の放送白書を発表し、I T A の役割と権限の強化を提案する。しかし、ピルキントン委員会が強調した I T V の抜本的な組織再編成案は取り上げられなかった。

白書で示された方針に基づいてテレビ法改正が

行われたのは、1963年7月である。この改正法は最初の54年法と統合されて64年テレビ法となる。公共サービスとしての商業テレビのあり方を基本的に確定した法律である。

この法律の意義は何といっても第1に、ITAの業務つまりITVの放送をBBCと並ぶ「もう一つの公共サービス」として、法文上で明確に規定したところにある。

〈64年テレビ法第1条〉

(4)以下のこととはITAの任務でなければならぬ。

- (a) テレビ放送サービスを、情報、教育および娛樂を播布するための公共サービスとして供給すること。
- (b) 各地域においてITAによって放送される番組が、あらゆる点において特にその内容と質に関して高い一般的水準を維持し、その主題において適当なバランスと幅広さとを維持することを保証すること。その際、番組全体のみならず番組が放送される曜日および時刻も考慮に入れる。
- (c) すぐれた番組が広く見られることを保証すること。

そしてこれらの任務を達成するために、ITAの役割と権限が大幅に強化された。例えばITV各社は、ITAとの相談なしに勝手に番組編成を行うことができなくなってしまった。主な規定を列挙すれば次のとおりである。

- ITV各社の番組編成は、ITAとの協議で決定する(同法5条)
- ITAは番組に含めるべき項目、排除すべき項目について指示を与えることができる(同)
- ITAは番組についてのコードと、広告についてのコードを作成しなければならない(4条、8条)
- ITAは排除すべき広告の種類、表現、方法などについて指示を与えることができる(8条)
- ITAは広告が許される時間帯、最大時間数、回数、最小間隔、特定番組からの広告の排除について指示を与えることができる(同)
- ITVはいわばがんじがらめの規制に縛られることになったのである。

複占体制下の発展

こうしてBBCとITAによる公共サービス放送の複占体制(dupopoly)が確立する。⁴²後にアナン委員会によって“規制された複占”，ピーコック委員会によって“安樂な複占”と批判されることになるのだが、ITVはこの体制のもとで順調な発展を遂げる。BBCは受信料、ITVは広告収入という財源の住み分けが画然とできており、しかもITVは地域独占だから財源をめぐる競争に脅かされることはなかった。

下表は創設当時からのITVの広告収入の変遷をたどったものである。1962年までは民間調査会社による推定値で、前年比の増加率を付した。1963年以降はITV連合会が発表した数字、さらに1991年からはITCの年次報告書に記載されている数字である。1963年を100とする指標で成長率を表してある。⁴³

表2 ITVの収入

歴年	収入	成長率	地域一社数
1956	£ 13,024,000	—	3-6
1957	£ 31,986,000	+145.6	4-7
1958	£ 48,671,000	+52.2	6-9
1959	£ 58,359,000	+19.9	9-12
1960	£ 76,960,000	+31.9	
1961	£ 93,276,000	+21.2	12-15
1962	£ 99,794,000	+7.0	14-17
1963	£ 62,931,783	100	
1968	£ 98,758,870	157	14-15
1973	£ 160,830,730	256	
1978	£ 363,004,836	577	
1983	£ 824,417,275	1310	C4, TV-am参入
1988	£ 1,508,400,055	2397	
1989	£ 1,613,536,728	2564	
1990	£ 1,613,672,373	2564	
1991	£ 1,671,500,000	2564	
1992	£ 1,731,000,000	2751	
1993	£ 1,811,000,000	2878	
1994	£ 1,933,000,000	3072	

(注) 1968年の局数減は、イングランド中部と北部の免許の週日・週末の分割が廃止されたため。この時点で、現在と同じ形のITVフランチャイズが確立した。

I T Vの全国配置が完了した翌年の1963年に約6300万ポンドだった収入は、10年後には2.5倍、20年後には13倍、30年後には30倍に達している。ちなみにB B Cの受信許可料収入がI T Vの収入を上回ったことは、1957年以降一度もない。

60年代から70年代にかけてイギリスの放送界は急速な進展を見せる。B B CとI T Vはサービスの拡大や番組の質の向上の面で激しい競争を繰り広げながら、創造性や実験性に富んだ多様なテレビ番組を生み、国際的な評価も高まる。その一方で、組織の巨大化・複雑化に伴って労使の問題も表面化してくる。技術関係組合員のストライキでI T Vの放送が11週間も止まり、1億ポンドとも言われる損害を出したのは、1979年の8月から10月のことである。テレビの社会的影響への懸念から、例のメアリー・ホワイトハウス女史の“テレビ浄化運動”⁴⁴など、組織的な批判運動が始まるのも60年代中ごろからである。

- B B C第2テレビ放送開始（1964）
- B B C第2テレビのカラー化（1967）
- B B C1とI T Vカラー化（1969）
- 放送大学 Open University 開始（1971）
- B B C初代会長リース卿死去（1971）
- ラジオ放送法制定—商業ラジオ導入（1972）
- I T Aに替わりI B A発足（1972）
- 放送行政、内務省の所管に移行（1974）
- B B Cテレテキスト・サービス開始（1974）
- I B Aテレテキスト・サービス開始（1975）
- イギリスにD B S 5波割り当て（1977）
- アナン調査委員会が報告書（1977）

このような展開の中でイギリスの商業放送にとって特に大きな意義をもつのは、1972年6月のラジオ放送法（Sound Broadcasting Act）の制定であろう。これによって商業ラジオ（ローカル）の開設が認められ、テレビから始まったイギリスの商業放送は、17年目にしてラジオを傘下に加えることになる。そしてこれに伴い商業テレビの規制監督機関I T Aは、ラジオを含めた規制監督機関としてI B A（Independent Broadcasting Authority）に名称と組織が改められた。

それからもう一つこれにまさるとも劣らぬ重要な意味をもつのが、アナン調査委員会⁴⁵の報告である。そこには複占に対する厳しい批判が含まれていた。

アナン調査委員会

1974年2月の総選挙は労働党が勝利を収め、ハロルド・ウイルソンが2度目の首相に就任する。政府は3月、郵電省を廃止し放送行政の所管を内務省に移す。郵電大臣もその前の通信大臣も閣外相だったが、内務大臣は閣内でも最上位のポストの一つである。放送がますます重要性を増しつつあることを反映した、格上げの措置だった。そして新内務大臣のロイ・ジェンキンスは翌4月、歴史家のアナン卿を委員長とする「放送の将来に関する委員会」の設立を発表する。

委員会に要請されたのは1979年（その7月末でB B CもI B Aも免許の期限が切れる）以降の放送のあり方について検討することだった。1977年3月に発表された報告書によると、委員会の目的は次の3つであった。

「第1は、イギリスの放送を、議会を通じて国民に説明責任を負う公共サービスとして維持することである。この伝統は長い間国民によって受け入れられてきたもので、我々の勧告はそれを強化することを意図している。第2は、放送が次の15年間にさらに発展できるように、放送のための新たな体制を考え出すことである。放送の活力は多様性にある。もしすべての進歩が現行のB B CとI B Aの複占という、囚人の拘束服のような窮屈な体制の中に押し込められてしまうならば、将来において多様性を実現することはできない。第3の目的は、放送機関の編集権の独立を、政治的圧力団体や既得権をもつ支配階層から守ることである。」⁴⁶

報告書はすぐれた放送のための要件として、柔軟性、多様性、番組編集の独立性、説明責任の4つをあげる。このうち特に柔軟性と多様性については、それを阻んでいるのが現在の複占体制であると主張する。

「将来において、すぐれた放送サービスには柔軟性がなければならない。B B CかI B Aのどち

らかが、すべての番組の放送に責任をもつ現行の複占は、すでに拘束服となり新しいサービスの発展を阻止する兆しを見せている。（…）我々が現在検討を行っている間にも、複占に終止符を打つべきだと我々は考える。」⁴⁷

規制された複占から多様性へ

「B B CとI B A以外の公共事業体を設けるべきである。1955年以前にはイギリスの放送サービスはB B Cが提供していた。B B Cは規制された独占として事業を運営していた。商業放送が開始されてから21年の間、B B CとI B Aは競争をしながら、規制された複占を提供してきた。将来の放送サービスはもっと多くの公共事業体を設立することによって、規制された多様性という形で提供されるべきであると我々は考える。」⁴⁸

イギリスの放送は“規制された独占”から“規制された複占”へという経過をたどってきたが、“規制された多様性”こそが将来のあるべき姿であるという主張である。

そしてアン委員会は放送の柔軟性、多様性、国民への説明責任などを実現するため、さまざまな具体的提言を行った。その中には次のようなものが含まれていた。このうち◎は最終的に政府によって採用され実現したもの。●は見送られたものである。

- 公開放送協会（Open Broadcasting Authority）を設立し、新しく開設する第4のテレビチャンネルの運営にあたらせる
- ローカル放送協会（Local Broadcasting Authority）を設立し、現在のB B CとI B Aを含めてすべてのローカルラジオ放送サービスを担当させる
- ◎ 放送苦情処理委員会(Broadcasting Complaints Commission=BCC)を設けて、放送番組による不当な取り扱いなどについての視聴者の苦情を審議し裁定を下す
- 放送公共調査委員会（Public Enquiry Board for Broadcasting）を設けて、放送についての視聴者の意見を定期的に聞く
- ◎ B B CとI T Vは視聴率調査の共同システムを開発する

アン委員会の報告を受けた労働党キャラハン政府は、翌1978年に放送白書を発表し、その勧告のうち公開放送協会や放送苦情処理委員会の新設など幾つかを実施に移す方針を明らかにする。しかし労働党は翌1979年の総選挙で保守党に破れ、放送の将来はイギリス初の女性宰相マーガレット・サッチャーの手に委ねられることになる。⁴⁹

IV 摺らぐ複占体制

1979年5月の総選挙で政権の座に就いた保守党サッチャー政府は、同月召集された新議会のいわゆるクイーンズ・スピーチ（政府の新政策をエリザベス女王が読み上げる演説）で、第4のテレビチャンネルをIBAの責任で運営させるという方針を明らかにした。アナン委員会の勧告に前労働党政府が同意していた新しい公共事業体—公開放送協会の設立構想は、ここに正式に葬られたのである。

ITV2獲得へ

あのピルキントン委員会が「今のITVには与えられない」と拒否した第3のテレビチャンネルは、その勧告どおりにBBCに与えられ、すでに1964年からBBC2として公共サービス放送補完の役割を果たしていた。商業テレビ側にとって第4チャンネルこそ自分たちのもの—BBC2に対するITV2でなければならなかつた。

ITAそして後にIBAの政府などへの働きかけが続く一方で、ITV内部や放送界ではITV2のあり方について活発な議論が行われていた。テムズ・テレビの特集番組の責任者だったジェレミー・アイザックス（1932—）は、1973年6月に郵電大臣に私信を送り、ITV2はIBAの管理のもとでITVの公共サービスの枠を広げる役割を担うべきだという、次のような14項目の提言を行つた（要旨）。⁵⁰

- ①第4チャンネルは国民の財産である。
- ②BBCとの釣り合いから言って、ITVには第4チャンネルを使って補完的な番組を提供する権利がある。
- ③第4チャンネルは、番組サービスを増やして選択の幅を広げ、イギリスのテレビに真の新しい経験の可能性を提供するためにのみ用いられるべきである。
- ④これらの条件は、このチャンネルをITVに直接与えずに、IBAに与えることによってすべて満たされる。
- ⑤財源はITV各社に割り当てる課徴金（levy）

で賄う。

- ⑥番組編成について独占的な権限をもつチャンネル・コントローラーを指名し、これによって編成に現在のITVにはない柔軟性をもたせる。
- ⑦ITV2のコントローラーは、ITV各社と独立プロに番組の提供を求める。
- ⑧ITV2の番組には娯楽も含まれるが、少数視聴者の関心に応えることに重点をおく。
- ⑨ニュースの背景分析、国会報告の長時間番組を毎晩組む。
- ⑩月に1度か2週に1度は、一つのイベントに夜の時間全部をあてる。演劇、オペラ、バレーダankeではなく、長時間討論番組もこれに含む。
- ⑪ITV2の広告収入はすべてその地域のITV各社が受け取る。広告は夜の全時間帯を通じてITVの場合ほど分散的に行わない。
- ⑫番組の多くは、BBC1、BBC2、ITVより時間あたりの経費が安いものにする。年間2500万ポンド程度になるが、ITVの景気のよさは続いている、現在のITVで賄える額である。
- ⑬ITVがなぜこのような“サービスチャンネル”的の提供を期待されるかと言えば、ITVが独占的に公共の放送権を享受し、投資に見合う以上の利益を得ているからである。
- ⑭要約すれば、ITVにITV2の利用権を与えるべきである。ただしBBC1やBBC2をそのまま鏡に映したようなイメージではなく、放送の幅の拡大を国民に保証するものでなければならない。そうすることによって、視聴者に新たなサービスを提供する一方、公共のものである放送権の利用に対する適正な代価を取り立てることができる。イギリスのテレビ放送をこのように拡大することによって、政府は国民に永続的な恩恵をもたらすことを誇つていいだろう。

アイザックスの提言は、結果的に大筋で受け入れられる。そして9年後に開局する「第4チャンネル」の初代社長（Chief Executive）という役回りを、彼自らが引き受けることになる。

チャンネル4の誕生

1980年11月、新しい放送法（Broadcasting Act 1980）が制定される。イギリスの商業放送関係の法律は、最初はテレビジョン法、次いでIBA法と呼ばれてきた。放送法と呼ばれるようになるのは、この時以降のことである。同法は翌年それまでのIBA法と統合され、81年放送法となる。この放送法の主な目的の一つが、チャンネル4つまりIBAによる第2の商業テレビ放送に法的規定を与えることだった。⁵¹

チャンネル4（Channel Four）は、法律上の名称は第4チャンネル（the Fourth Channel）であるが、ふつうこの名で呼ばれ、後の90年放送法ではそれが正式の名称になる。

チャンネル4の運営、その性格やITVとの関係などは次のとおりである（81年放送法10条～13条ほか）。

- チャンネル4の放送は、IBAの設立する子会社（subsidiary）により行われる
- その番組はITVの番組では満たされない趣味や関心に訴える事項を適当な割合で含む
- 番組の適当な割合が教育的性格をもつ
- 番組の形式・内容において、革新性（innovation）と実験性が奨励される
- 全般的に見て、チャンネル4独特の性格（distinctive character of its own）をもつ
- 自らは番組制作を行わず、ITV番組制作契約者と独立プロから供給を受ける
- 財源はITV各社の拠出金（広告収入の17%）で賄う

運営方法、番組内容などさまざまな面でこれまでにない特徴をもつ放送組織であるが、特に番組を自ら制作しない、イギリスでは初のpublisher broadcaster（従来のproducer broadcasterに対して）である点に注意を喚起しておきたい。

チャンネル4は1982年11月2日から放送を開始した。その開設は、「公共サービスと商業活動は基本的に両立し難いものだという、伝統的な主張に対する制度面からの回答」⁵²だった。

ITVもBBC同様に補完のチャンネルを獲得して、イギリス独特のこの公共サービス放送の複占は完成の段階に達したと言つていい。翌1983年

にはBBCとITVが相前後して朝食時のテレビ放送（ITVは新設の全国ネット局TV-amによる）を開始する。さらに1988年10月までに、ITV全社の24時間放送への移行が完了した。

しかし公共サービスの複占は、同時にほころびを見せ始めていた。一つには、いわゆる都市型ケーブルテレビと衛星テレビという、公共サービスにあらざる放送が出現し始めたためである。

非公共サービス放送の出現

1982年を情報技術年（Information Technology Year）と名づけて積極的にニューメディア産業の振興に乗り出したサッチャー政府は、この年の3月、いわゆるハント委員会⁵³にケーブルテレビの拡大について諮詢する。

6か月という短い審議時間で同委員会が出した結論は、ケーブルテレビは公共サービス放送の一部とみなすべきではなく、その規制は最低限にとどめるべきである—というものだった。

「マルチチャンネルのケーブルテレビは、公共サービス放送の補完ではあっても、その代替あるいはライバルとみなすべきではない」と我々は考える。（…）ケーブルテレビは、視聴者の選択を拡大することだけにかかるものである。（…）それを国全体にバランスのとれたサービスを提供する、もうひとつの公共サービス放送のように運営することはできない。」⁵⁴

そしてハント委員会の勧告に基づき、1984年7月にケーブル・放送法（Cable and Broadcasting Act 1984）が制定され、ケーブル・オーソリティ（Cable Authority=CA）の設置が決まる。BBC、IBAに次ぐ第3の放送関連公共事業体である。その誕生は（少なくとも名目上は）複占つまり2者による独占が潰えたことを意味した。

- CAには次のような任務が課せられた。
- 大規模な広帯域のケーブルテレビ事業（いわゆる都市型ケーブル）の設置と運営にフランチャイズを与える
 - ケーブル番組供給事業者に免許を与える
 - 番組内容を規制する（番組基準や広告の実施についてのコードの作成、その監督など）
 - 新世代の広帯域ケーブル事業を推進する

C Aは後に1990年放送法により新組織の I T C (Independent Television Commission) に吸収されるが、それまでに 135 の地域にケーブルテレビのフランチャイズを与えている。

1984年はまた衛星放送事業にとっても、一つのエポックを画する年だった。イギリス初の衛星テレビ番組サービス「スカイ・チャンネル」（後のスカイワン）が、1月からリュパート・マードックの手で開始されたのである。初めは一部のパイロットケーブルへのサービスだったが、後に国内全域とヨーロッパに広がる。

イギリス政府もすでに1982年3月、イギリスに割り当てられた5波のD B S (Direct Broadcasting by Satellite) チャンネルのうち2つをB B Cに割り当てていた。そして1984年ケーブル・放送法によって、I B Aにも衛星放送事業への参入を認めた。政府としては衛星放送でもB B CとI B Aを競争させようと図ったのである。しかしB B Cは経費がかかりすぎるという理由で、衛星放送事業の単独実施をあきらめ、B B CとI T V 15社にピアソンなど“第3勢力”5社を加えて、“21クラブ”的な名で知られるコンソーシアムが結成された。しかしこれも事業の見通しが立たず計画を返上する（1985.6）。挫折の原因の第1は、政府が値段の高いイギリス製の衛星の使用を要求したためであった。

そこで政府は国産衛星の使用を強制しないことの方針を改め、翌1986年にI B Aに参入希望者の公募を行わせた。その結果I B Aは、グラナダ・グループやアングリア・テレビ、ピアソンなどからなるコンソーシアムのB S B (British Satellite Broadcasting) に15年間の免許を与えた—より正確にはI B Aの契約者に指名した。B S Bは自前の高出力衛星マルコポーロを使用して、1990年4月末から5チャンネルの家庭への直接衛星放送(D T H=direct to home) サービスを開始する。

ところがすでにこれより1年余り前、あのマードックが、ルクセンブルクに本拠をおくS E S (ヨーロッパ衛星会社) の中出力衛星アストラを借りて、スカイ・テレビの4チャンネルのD T Hサービスを始めていた（1989.2）。

新技术のD-M A C方式を採用し、“squarial”と

呼ばれる四角いアンテナが要るB S Bと、現行地上波のP A L方式にアンテナも普通のパラボラを使うスカイ・テレビ。両者の加入競争に費やされた資金は、1990年10月までに12億5000万ポンドにのぼったといわれる。資金力の差もあって、勝負はスカイ・テレビがB S Bを事実上吸収する形の合併でけりがつく（1990.11）。マルコポーロもD-M A Cも四角いアンテナも放棄される。合併による新しい社名は、双方の名を取ってB S k y B (British Sky Broadcasting) となったが、普通にはスカイと呼ばれることが多く、ロゴにもスカイが使われている。

90年放送法では衛星放送を、国内衛星放送と非国内衛星放送とに区別している。前者には公共サービスなみの厳しい要件が課せられており、B S Bはこれに該当していた。一方B S k y Bは、規制がはるかに緩やかな後者に属する。

空の戦いにおいて、それもほんの短期決戦で、公共サービス放送は非公共サービスに敗れ、姿を消した。イギリスの空に公共サービス放送が戻る日があるのかどうか。

ピーコック委員会報告

サッチャー政府がメディア政策の面で抱えていたもう一つの問題が、B B Cの受信許可料制度だった。公的支出の抑制や競争原理の積極導入を目指すサッチャー首相は、市場原理によらない受信許可料をできれば廃止したいと考えていた。B B Cに受信許可料の代替または補完として広告を導入することができないか—この課題を与えられて設置されたのが、経済学者のアラン・ピーコック教授を委員長とする「B B Cの財源に関する委員会」⁵⁵、通称ピーコック委員会だった。

1985年5月からちょうど1年間にわたる委員会の審議は、しかしB B Cの財源問題にとどまらずイギリス放送界全体の問題に及んだ。1986年7月に発表された報告書は、まず現在の体制に次のような批判を加えた。

B B CとI B Aの複占は、“安楽な複占 comfortable duopoly”と言うべきものである。それは事業参入の機会を奪い、価格競争をなくし、視聴者の選択の幅を制限するといった弊害を生んでい

る。視聴者の利益より放送事業者の利益を温存する体制である。⁵⁶

「放送政策の基本的目標は、我々の見解では、消費者の選択の自由と、番組制作者が国民にこれまでのものに代わる商品を提供する機会との双方を、拡大することであるべきである。」⁵⁷

そして放送の世界にも市場原理を導入し、消費者つまり視聴者こそが王様になるべきだと主張する。

「イギリスの放送は、消費者主権 consumer sovereignty を基礎とする高度な市場制度に向かって進むべきだ、というのが我々自身の結論である。」⁵⁸

ピーコック委員会はこうした考えを前提に、さまざまな具体的提案を行っている。そこにはその後88年放送白書⁵⁹を経て、90年放送法による放送改革の柱になるものが含まれている。

〈ピーコック委員会の主な勧告〉

以下のうち◎を付したものは、最終的に政府によって採用され実現したもの。●は見送られたもので、うしろに＊を付したのは放送白書ではいつたん採用の方針が表明されたものである。

[BBC, ITV共通]

◎独立プロの供給する番組を今後10年間に40%以上に増やす(25%で実施)

●テレビの夜間未使用時間帯を他の放送事業者に利用させる(*)

[BBC関係]

◎BBCの放送に広告を導入しない

◎当面は受信許可料を1年ごとの物価上昇率に連動させる

●将来は受信許可料制度をサブスクリプション方式に移行する(*)

●BBCラジオ1と2、ローカルの全部または一部を民営化する

[IBA関係]

◎ITVの放送権契約を競争入札にかけ、最高入札者に与える

◎チャンネル4をITVの拠出金によらず自らの広告放送で運営させる

自由市場主義者であるピーコック教授のことだから、BBCへの広告導入は認められるに違いない—サッチャー首相を初めとする大方のそういう予想は裏切られた。広告の導入はBBCを視聴率競争に追いやり、ITVの財政を圧迫し、視聴者の選択の幅を狭めるというのが、反対の理由だった。その代わりに受信許可料はサブスクリプションへの移行を宣告されたが、それにはモラトリアムが与えられ、しかも結果的には実施されなかつた。一部のラジオの民営化の勧告は、政府の採用するところとならなかつた。その一方で受信許可料は物価スライド制の導入によって、毎年少しづつ引き上げられることが保証された。それは料金問題を政治的影響力から遠ざける保証ともなるものだった。こう見てくるとBBCがピーコック委員会から受けた“実害”は、少なくともIBA側に比べれば決して大きくはなかつた。

これに引き替え、IBA(ITV)側に対する批判・提言には、構造的改革を迫るもののが少なからずあった。

「実際、放送のコストの暴騰の原因がITV側にあることは、十中八九間違いない。広大な経済力のある地域に独占的な放送権をもっているために得られる利益は、必然的に番組制作会社(ITV各社)と組合の間で分配される。放送権という国民の財産の真の自由所有権保有者である納税者は、(ITV各社が利益の一定割合を国に納める)課徴金という形でわずかな第三の分け前にあずかるにすぎない。」⁶⁰

「IBAは放送権を付与する権限と番組編成に対する拒否権によって(IBAはこれらの権限を“示唆”するだけでいい)、このような番組(芸術番組、報道番組、少数者向け番組などのこと)を相当量確保することができる。しかしながらあれあしかれ、規制策を弄することによってこのような番組を確保することは、次第にできなくなっていくであろう。衛星とケーブルの普及につれて、幾つかのテレビチャンネルが広告収入という同一の財源を争うことになる。そうなれば、IBAに気に入られたいという願望よりも、ビジネスとして生き残る必要性のほうが優先することになるだろうからである。」⁶¹

「実際、チャンネル4が自らの広告を直接販売するようになるだけでも、同一の収入源をめぐる競争はないという、従来の原則は破れてしまう。いずれにせよ、ITVの公共サービス的要素が参入の規制に依存しているのは、まことに納得できないことである。」⁶²

「現行の課徴金の目的は、ITVへの参入の制限から生じる独占的な利益の一部を吸い上げることにある。しかし（…）課徴金システムはコストの節減の誘因にはほとんどなっていない。課徴金の賦課基盤である純利益を圧縮するために、コストを膨らます可能性があるからである。収入を上げるという点でも、リソース投入を節約する誘因になるという点でも有効な、もっと適当な方法は、放送権を求める人たちが、競争入札で互いに競り合うことである。そうすれば入札成功者は、放送権の運用に先立って独占的利益を吸い上げられ、その後の収益は使用リソースの節約に十分注意を払うかどうかにかかることになる。」⁶³

こうして、商業放送免許の競争入札制、チャンネル4の独立採算制への移行など、サッチャーの放送改革の幕が切られることになる。BBCの財源問題で設立された委員会の報告が、商業放送部門の大改革に道を開くことになったのは皮肉としか言はほかない。

V サッチャーの放送改革

1987年6月に総選挙が行われ、マーガレット・サッチャーは保守党党首として連続3度目の勝利—それも議会の過半数を百議席も上回る大勝利を収める。この選挙で保守党が掲げた主要な綱領の一つが放送改革だった。

ダウニング街放送セミナー

その年の9月のある月曜日の朝、ダウニング街12番地（保守党院内幹事事務所）で、後に“ダウニング街の放送セミナー”と呼ばれるようになる会合があった。招待主はサッチャー首相で、招かれたのはイギリス放送界の最高幹部20人余りと、周辺業界や財界の代表など総勢約40人。中にはあのピーコック教授の顔もあった。政府側からは首相のほか、貿易産業相ヤング卿、ローソン蔵相、ハード内相の3大臣が出席した。⁶⁴

会議はサッチャー首相自らが取り仕切り、出席者に放送の将来について意見を聞いた。最初に立ったピーコック教授は、「免許入札制という勧告は、我々の報告の本筋ではなかった。しかし入札制を実施すれば、それに要する資金を調達するために、ITVはもっと効率的にならなければならなくなる。人件費を削るなどの方法でそれができない会社は、他の事業者に道を譲るべきだ」などと述べた。組合の力が強いのでそれが難しい、とITV側は不満をもらした。開業したばかりの衛星テレビ番組サービス「スーパー・チャンネル」の代表は、俳優組合に高い再放送権料を払わされて、事業にさしつかえが生じていると訴えた。

「あなたがたテレビ放送業界は、制限的慣行の最後の要塞（the last bastion of restrictive practice）だ」という、サッチャー首相の有名な言葉が出たのはこの時であった。

放送事業者は「もっと競争を入れるべきだと言うだけでは単純すぎる。チャンネル増は視聴者の分散化であり、それで放送がコスト安になるとは限らない」と主張した。BBCの会長を務めたあ

とテムズ・テレビの会長に就任していた、放送界の最長老イアン・トレソウアンは、あわてて大改革に走ることのないよう首相に懇願した。しかしサッチャー首相は、広告主や独立プロなどの声には耳を傾けたが、放送事業者の発言にはあまり時間を与えようとしなかった。彼女が特に共感を示したのは、カールトン・コミュニケーションズを率いる若き企業家マイケル・グリーンに対してであった。彼はこう発言した。「私はテレビ産業にしっかりと根を下ろした事業の確立に20年を費やした。しかしながらアウトサイダーだ。私は1980年にはITVのフランチャイズ、1985年にはテムズ・テレビのティク・オーバー、1986年にはイギリス初のDBSの経営を申請して、いずれもはねられた。一体どうしたら私はインサイダーになることができるのか。」⁶⁵

グリーンが訴えた不満はフランチャイズの決定が、必ずしも客観的な基準によらず、IBAの自由裁量で、しかも既存の業者に有利な形で決まってきたということだった。競争入札にすればそういう弊害はなくなる—これはサッチャー首相も同じ考えだった。

サッチャー首相は就任以来の重要課題にほとんど片をつけていた。彼女の次の最優先課題が免許入札制の導入を中心とするITVの改革になることを、セミナー出席者は確信したという。

Death On The Rock の衝撃

それから7か月後の1988年4月28日の夜、ITVの看板ドキュメンタリー番組 This Weekで、テムズ・テレビ制作の Death On The Rock (ジブラルタルの死の意) という番組が放送された。その年の3月初めに英領ジブラルタルで、IRAの3人のメンバーがSAS (イギリス空軍特殊部隊) に射殺された事件を扱ったもので、目撃者の証言から、事件を意図的な殺人に近いと結論づけていた。事件についての公式の調査がまだ始まっていない段階だったこともあって、ハウ外相から放送延期の要請があったが、IBAはこれを拒否して予定どおり放送した。当時のIBA委員長トムソン卿は後にこう書いている。「ハウ外相は彼の義務を果たし、私は私の義務を果たした。政府と放

送事業者の間のこの種の衝突がいやなら、IBAの委員長になるべきではない。」⁶⁶

番組放映に怒ったサッチャー首相は、異例にもチャンネル4の番組に出演して、これを公然と非難した。「テレビで裁判を受け、連想で有罪とされるなら、世は闇だ。自由は死ぬ。」彼女は後にこう語ったという。⁶⁷

しかしほぼ1年後、この事件についての独立調査委員会は、番組には何らの偏りもなかったという結論を出している。

海運会社の会長で、貿易産業省の特別顧問やサッチャー首相の放送に関する顧問を務めるサー・ジェフリー・スターリングは、放送関係者との意見交換のために、“放送朝食会”なるものを開いていた。問題の Death On The Rock が放映された翌月、テムズ・テレビ社長のリチャード・ダンも招かれてこの会に出席した。サッチャー首相は免許入札制を導入したがっていたが、メディアの内部では誰もがばかげたことだと考えていた。この日の朝食会でも、スカイのリュパート・マードックを含めて、それをよく言う者は一人もいなかった。免許を得たいがために過大な額の入札をすることから生じる災厄は、放送の経験のある者なら誰でも知っていたからである。

退出するときダンは、サッチャーの有力なブレーンの一人で政策決定に大きな影響力をもつブライアン・グリフィス教授が、スターリングに「これはだめだな」と言うのを耳にした。これで入札制の導入はない、と ITV 連合会の会長でもあるダンは判断した。しかし彼の考えは甘かった。ヤング貿易産業相とローソン蔵相という熱烈な推進論者がいたからである。⁶⁸

経済の繁栄は中小企業によって推進されるというのが、サッチャリズムの基本的考え方の一つだった。そのためにはテレビの宣伝力が必要になるが、テレビの広告放送は ITV が独占しているから、法外に高くて大企業以外は手が届かない。これを安くする第一の方法は、ITV に競争を導入することである—これがヤングの率いる貿易産業省の考えだった。

一方、ローソン蔵相はサッチャーとともに、イ

ギリス病を脱した経済の奇跡の実現者としての名声に浴していた。彼は国庫収入を増やす方法を探していた。競争入札で免許を交付すれば、利益に課徴金をかける現在の方法よりも確実に高収入が確保できる。放送の文化的役割や番組の質などというものは、彼にはどうでもよいことだった。

サッチャー、ヤング、ローソンの3頭政治は強力だった。放送行政担当のハード内相は、彼らの考えに反対だったが、彼にもITVシステムの一部改革を認めざるを得ない理由があった。一つはITV側に立ち遅れがあって反対の統一戦線ができていなかったこと、もう一つはDeath On The Rockの後遺症が、まだ消えていなかったことであった。⁶⁹

一方放送の仲間であるBBCは、この問題でITVの援軍にはならなかった。彼らには特許状更新という彼ら自身の戦いがあり、サブスクリプションへの移行という脅しをちらつかせている政府を、いたずらに刺激することはできないという事情があった。⁷⁰

放送白書と90年放送法

1988年11月、サッチャー政府は放送白書を発表する。タイトルは「90年代の放送：競争、選択、番組の質—放送立法に関する政府の計画」⁵⁹である。その冒頭で政府は新しい放送立法に臨む考え方を次のように明らかにした。

「政府は視聴者を中心に据えて放送政策を考えている。技術の進歩や国際化の進展などにより、変革は不可避である。それはまた望ましいことでもある。まもなく可能になるはずの、現在よりはるかに広い選択権を各個人が行使できるのは、変革を通じて以外にないからである。政府の目標は現在よりはるかに広い番組の幅と放送のタイプの中から、個人個人が好きなものを自ら選ぶことができるように、門戸を開くことにある。」⁷¹

すでに前章で見たように、88年放送白書の方針はピーコック委員会の答申が中核になっている。しかしそのほかにも重要な提案がなされている。重複をいとわずに記せば、白書の主な提案は次のとおりである。問題の免許の入札制は、もちろんそのトップにおかれてしまうべきものであろう。

〈88年放送白書の提案〉

- は最終的に政策として実施されたもの、●は実施に至らなかつたものである。
 - [ピーコック勧告に由来するもの]
 - ITVの免許を競争入札にかけ、最高入札者に与える
 - チャンネル4をITVの拠出金によらず、自らの広告放送販売で運営させる
 - 放送番組の25%を独立プロからの供給で賄うことをBBCとITVに義務づける
 - 当面は受信料制度を物価上昇率に連動させる
 - 将来は受信料制度をサブスクリプション方式に移行する
 - テレビの夜間未使用時間帯を、他の放送事業者に免許を与えて利用させる
 - [その他のもの]
 - IBAを廃止し、代りにテレビについてはITC（Independent Television Commission）、ラジオはRA（Radio Authority）という新しい規制機関を設立する。両機関とも免許の交付事務を担当するとともに、従来より緩やかな規制を行う
 - 番組基準審議会BSC（Broadcasting Standard Council）を設立する。番組における性や暴力の描写の監視をその任務とする
 - 地上波全国ネットテレビである第5チャンネルを開設する⁷²
 - 可能であれば第6チャンネルを開設する

約1年後の1989年12月、放送白書の方針に基づく新放送法案が国会に提出され、1年近い審議を経て翌年11月女王の裁可を得る。「90年放送法」（Broadcasting Act 1990）の成立である。

それはこれまでの関係法を統合したものではなく、衛星放送の位置づけなど初めての規定を数多く含むまったくの新立法で、本文204条付則22。従来の「81年放送法」（66条付則9）の3倍以上のボリュームになった。

しかし新放送法の生みの親サッチャー首相は、法律が制定されてひと月もたたない11月末に政権の座を追われ、メジャー新政府が誕生する。

I B A から I T C へ

90年放送法がもたらした基本的な変革は、I B A から I T C および R A への規制機関の交替—より本質的には商業放送の構造の全面的な再編にある。すでに述べたように I B A は免許の主体であり、I B A が I T V や I L R (商業ローカルラジオ) に番組を制作させ、それを公共サービスとして供給する—これがこれまでの商業放送の構造であった。ところが新設の I T C や R A は、I B A と違って免許の（したがって番組供給の）主体ではない。放送事業者に（競争入札その他の方法で）免許を付与し、規則に基づいて事業者の行動を規制するだけの機関である。免許の主体一番組供給の主体は、各事業者に移った。

そしてこれと関連して、一つの重要な問題が生じた。すでに見たように、1963年のテレビ法改正以来、I B A (それ以前の I T A) が供給する I T V の放送は、公共サービスであると明記されるようになった。そしてその後もラジオも加えた商業放送が、公共サービスであるという規定に変更はなかった。ところが90年放送法によって I B A という主体的な存在がなくなると同時に、この公共サービスという文言も姿を消したのである。

例えば I T C の任務は、次のように規定されている。

〈90年放送法第2条〉

① I T C の任務は、この部の規定に従って、以下のようないくつかの業務の供給を規制することでなければならない。すなわち

- (a) イギリス国内から、B B C およびウエールズ・オーソリティー以外の者によって供給されるテレビジョン番組放送業務、そして
 - (b) イギリス国内から供給される付加サービス
- これまでのよう、供給される番組が公共サービスであるとはどこにも書かれていません。

ところがチャンネル 4 についてだけは、公共サービスの言及がある。

〈90年放送法第25条〉

(2) 前項(1)で言及した（チャンネル 4 が守らなければならない）要件は以下のとおりである。

(a) チャンネル 4 が、情報、教育および娛樂を广播电视する公共サービスとして供給されること 立法者つまりサッチャー首相の意図は、I T V を競争の世界に放りこむ代りに、公共サービスとしての規制から解き放つことにあったのか。あるいはもともと商業放送の公共サービスの意味など認めていなかったのか。とは言うもののチャンネル 4 だけは、その誕生の経緯や意義から見ても、商業放送の公共サービスの最後の砦として残す必要があると考えたのか。

いずれにせよ、チャンネル 4 はこれまで、I T V の公共サービスの任務を補完するという役割を果たす代りに、I T V の拠出金で財源を保証されてきた。それが今後は自ら広告放送を行って収入を得ながら、引き続き公共サービスの任務を果たさなければならなくなつた。果たしてこれが両立することなのか。悪くすると、I T V のみならずチャンネル 4 までもが、公共サービスの戦列から離脱せざるを得ないような事態にならないか—こういう疑問が起こるのも当然だった。

これで少なくとも I T V の公共サービスの任務はなくなったのではないか—我々がそう考えたのは、しかしある意味で早計だった。と言うのは、90年放送法は放送白書発表以来の各方面からの修正要求を受け入れ、I T V に対し実質的にこれまでと変わらぬ公共サービス並みの、厳しい番組要件を残したからである。

我々の疑問に最終的な解答を与えたのは、メジャー現政権が95年8月に発表したいわゆる『デジタル白書』⁷³ であった。この中で政府は、公共サービス放送とは「現在の地上波のテレビサービスのすべてと、B B C のラジオサービスである」と明確な定義を下したのである。I T V の公共サービスは、こうしていわば正式に復権した。ラディカルなサッチャーから稳健なメジャーへの政権委譲の産物と言えないこともない。

イギリス的妥協

88年放送白書発表から90年放送法成立まで、国会内外の議論は放送免許の競争入札制の問題に集中した。第1の当事者である I T V は、「質の高いテレビを守る運動=The Campaign for Quality

Television」を組織し、イギリスの放送の伝統である文化の論理を盾に、サッチャーリズムの自由市場主義の論理に戦いを挑んだ。すでに新機関 I T C の委員長に内定していたジョージ・ラッセルらも支持に回った。内務省の放送担当大臣デビッド・メロー（後に初代国民文化相）の、必要な修正に応じようという柔軟な姿勢も助けになって、彼らは多くの成果を勝ち得た。それは次のようなものであった。

- 免許の競争入札で、最高入札者が質などの要件いわゆる「質の敷居（quality threshold）」を越えている場合でも、それ以外の者に免許を与える「例外的事情」を認める
- 「例外的事情」とは、番組の質が例外的に高いか、最高入札者に比べて大いに高い場合をいう
- チャンネル 3（I T V）と新設予定のチャンネル 5 に、ニュース・報道番組以外の一般番組についても質の高さを義務づける
- 同じく子ども番組と宗教番組を義務づける
- チャンネル 3 と 5 のテイクオーバー禁止解除に 1 年間の猶予期間を設ける
- 公安法や猥褻文書出版取締法に触れると思われる番組について、警察が令状なしに放送前のスクリプトやテープの提出を求め、押収することもできるという原案の条項を削除する

このうち、例えば免許の競争入札に「例外的事情」を認めることにしたのは、明らかにかつての I B A の裁量権の一部を温存することであり、本来のサッチャー首相の考えとは相いれないものであるはずだった。

A. デビッドソンはこれを「典型的にイギリス的な妥協」だと言う。「なぜ典型的にイギリス的かと言えば、過去の最良のものを保持しつつ、将来の問題から逃れるための時間稼ぎをしようとしているからである。」⁷⁴

放送法案がまだ審議中の1990年3月、フィンシャル・タイムズ紙は、それまでの審議の経過を“放送法変わる、伝統を反映”という見出しで次のように伝えている。

「下院審議の最終段階に向けて、政府と放送事業者の間に、放送法案について著しい妥協が生まれた。5年近い議論の末に昨年提出された法案と

放送白書の中心にあった、自由市場という根本原理は、イギリスの放送の伝統を反映して、目に見えて弱められてしまった。」⁷⁵

J. タンストール⁴⁹は、漸進主義と用心深く合意を求める政策決定が、イギリスのメディア発達史の特徴の一つだとし、90年放送法についても次のように指摘している。⁷⁶

「90年放送法は以前の状況にかなり大きな変化をもたらした。しかしその変化は80年代中期の保守党政権の大げさな言辞が示唆したより、はるかに控えめなものだった。」

「サッチャー政権の11年間に、イギリスのメディアに重大な変化があったことは疑いない。しかし過去とのラジカルな決別を図ったサッチャー政権の企ては、たいがい失敗した。」

一つの時代の終り

イギリスの放送にとって1980年代は、これまでにない発展・拡大の時代であった。チャンネル 4 の開局を初め、朝食時テレビ、衛星放送、I T V の24時間放送、上下両院の国会中継等々…この10年間に始まったものをあげれば枚挙にいとまがない。ラジオもローカル局、コミュニティー局が加速度的に増大した。チャンネル 4 の刺激で生まれた多くの創造的番組、マイノリティー向け番組の向上。すぐれたドキュメンタリー番組が政治家との衝突を招いたのも、この時代の特徴である。制度面でも、ハント報告、ケーブル放送法、ピーコック報告、放送白書、そして90年放送法と続く。しかしそこにはまた、さまざまな矛盾や危機が胚胎していた。そして80年代が終るやいなや突然襲ってきた景気後退、効率化による人員整理の嵐。例えばセントラル・テレビの従業員数は、1987年の2000人余りが1990年には1500人余りと 4 分の 3 に減少している（さらに 2 年後には950人弱になる）。

こうした中で、ブロードカスト紙は1990年末、「一つの時代の終り」と題する社説を掲載して厳しい将来を予告した。⁷⁷

「いろいろな意味で1990年は、新たな10年の始まりであるより、一つの時代の終りであることが分かった。放送法案に女王の裁可が下り、旧制度

に終りの極印が押された。サッチャー首相の辞任があった。景気後退の苛酷な現実は、80年代に政策の指針となった市場への信仰を追い散らした。B S B の早すぎる崩壊は、90年代が多チャンネル・テレビの時代になるという確信を覆した。

残酷な人員削減の1年でもあった。求職市場は今や、B S B ・スカイの合併の犠牲者と、B B C と人員過剰のI T V社の人減らしの犠牲者であふれている。

来年を見通すと、法人の生き残り戦略は今年よりはるかに強烈なものになりそうである。広告の落ち込みとともに、設備市場の犠牲者がさらに増えることは間違いない。放送会社の解雇の傾向は続くだろう。チャンネル4と他の会社が番組支出の手綱を堅く締め続けているため、わずかばかりの番組制作委託でその日暮しに生き延びてきた独立プロの多くは、十中八九1991年の終りまでやっていけないだろう。

設備部門、独立プロ部門の事業縮小は、B S B の崩壊ほどの見ものではないだろうが、それでも悲劇であることに変わりはない。新しい放送市場が成功するか否かは、フランチャイズの入札に成功したコンソーシアムにだけでなく、そのコンソーシアムの仕事をする無数の会社にもかかっている。

生き残りのための方式の一つは協業であり、場合によっては連合である。この戦略の見通しは、しかしながら暗い。最小規模の小さな会社にせよ資産価値の最も高い会社にせよ、その多くにとって、それはもう遅すぎる。それに協業の精神はこの業界ではなかなか実現しない。

これは特にI T V各社にあてはまる。I T Vは過去12か月間を会社の下部構造の解体に費やしてきた。制作、販売、広告の手足をもぎとられて、I T Vネットワークには、今やただ折れやすい背骨があるだけである。

(放送法案論議中の) 1990年には沈黙が目立ったB B Cは、今や(I T Vの新体制発足までの)次の2年間、放送界の中央舞台に立つことになりそうである。B B Cは公共サービス放送の拡大論的解釈と、受信許可料の財政的限度とを両立させることができるかどうかの問題を取り組んでいる

が、それは内輪で行っている検討にすぎない。B B Cの将来の問題は、放送界全体のあり方にかかる基本的な問題であり、より広範な議論を必要とする。

放送法案の審議が進行している間に、放送の将来についての国民レベルの議論を緒につけるチャンスがあった。しかしそのチャンスを逃してしまった。B B Cの将来は、視聴者の利益にために働く放送事業者と番組制作者の連合が、放送の最重要課題を変えることができるかどうか、という問題を提起しているのである。」

VI サバイバルゲームの始まり

マーガレット・サッチャーは90年放送法をいわば置き土産に政界を去り、彼女の目指した放送改革は、ジョン・メジャーに引き継がれた。ITVは免許入札制の激震に揺さぶられ、空からはじつに成長するBSkyBの脅威にさらされるようになる。

免許競争入札制の実施⁷⁸

1991年2月、ITCはチャンネル3（ITVの90年放送法上の正式名称）の免許の募集を開始した。3か月後の締め切りまでに、16の免許にあわせて40社の応募があった。

ITCの審査は、法の規定に基づき次のような手順で行われた。

①まず「質の敷居」として知られる要件が審査される。これには2つの要素がある。

(a)計画されているサービスが、番組の質や多様性などの要件を満たしているかどうか。例えば、質の高いニュース・報道番組に適時に十分な時間を与えているかどうかなど、放送法16条(2)に細かい規定がある。

(b)そのサービスを免許の有効期間中維持できるかどうか（同16条(1)(b)）。例えば資金計画に無理がないかどうかなども審査する。

この2つの条件をパスすれば、あとは最高入札者に免許が付与される—これが普通の場合の手順である。しかし例外も用意されている。

②「例外的な事情」があると思われる場合は、最高入札者以外の申請者に免許を与えることもできる。それは先にも記したように、計画されている番組サービスの質が例外的に高いか、最高入札者より大いに高い場合である（同17条）。

さてそれから5か月後の10月中旬、ITCは審査結果—免許付与の決定を発表した。その結果は表3の通りである。

表3 チャンネル3入札結果

(単位1,000ポンド)

地域	会社名	入札額	所得割	審査
ロンドン(週日)	カールトン・テレビ(新)	43,170	11%	○
	CPV-TV	45,319		●
	テムズ・テレビ(現)	32,694		○
ロンドン(週末)	LWT	7,585	11%	○
	インディペンデント放送	35,406		●
イングランド中部	セントラル・テレビ	2	11%	○
	グラナダ・テレビ	9,000	11%	○
	ノースウエスト・テレビ	35,303		●
イングランド南部	メリディアン放送(新)	36,523	11%	○
	TVS(現)	59,758		◆
	CPV-TV	22,105		●
	カールトン・テレビ	18,080		○
ヨークシャー	ヨークシャー・テレビ	37,700	7%	○
	バイキング・テレビ	30,116		●
	ホワイトローズ・テレビ	17,403		○
イングランド東部	アングリア・テレビ	17,804	7%	○
	スリーイースト・テレビ	14,078		○
	CPV-TV	10,125		●
ウェールズと	HTV	20,530	2%	○
イングランド西部	マリーン・テレビ	19,367		●
	C3ウェールズ&ウェスト	18,289		●
	C3W	17,760		○
中央スコットランド	スコティッシュ・テレビ	2	2%	○
イングランド北東部	タインティーズ・テレビ	15,057	2%	○
	ノースイースト・テレビ	5,010		○
イングランド南西部	ウェストカントリー・テレビ(新)	7,815	0%	○
	TSW(現)	16,117		◆
	テレウエスト	7,266		●
北アイルランド	アルスター・テレビ	1,027	0%	○
	テレビNi	3,100		◆
	ラガン・テレビ	2,712		●
北部スコットランド	グランピアン・テレビ	720	0%	○
	北スコットランド・テレビ	2,709		●
	C3カレドニア	1,125		●
ボーダー地方	ボーダー・テレビ	52	0%	○
チャンネル諸島	チャンネル・テレビ	1	0%	○
	CI3	102		●
朝食時-全国ネット	GMTV(新)	34,610	15%	○
	ディブレーク・テレビ	33,261		○
	TV-am(現)	14,125		○

(注) ○免許取得者 ○「質の敷居」に合格

●番組要件を満たさず ◆サービス維持が困難
 「所得割」は入札額（年額）のほかに、毎年国庫に納めなければならない金額の収入比率をさす

(ITC Reports & Accounts 1991による)

入札結果の概要と主な特徴を拾えば次のとおりである。

〈合格=免許取得者の内訳〉

最高入札	5 (うち新規1)
2位入札	6 (うち新規3)
3位入札	2
無競争	3

〈落選者の理由別内訳〉

番組要件を満たさず	13 (うち最高入札5)
サービス維持が困難	3 (いずれも最高入札 うち現事業者2)
入札額で下回る	8 (うち現事業者2)

無競争を除いた13の免許のうち、最高入札者が獲得した免許が5つにとどまったこと、逆に言えば8社が最高入札にもかかわらず免許を与えられなかつたことは、とりもなおさず「質の敷居」が高かつたことを示すものと言えるだろう。これについてフィナンシャル・タイムズ紙は、「ITCが質についての裁量権を十分に使い、有効なシステムを作り出した」という評価があったことを伝えている。⁷⁹

〈入札額の多寡〉

チャンネル・テレビ	£ 1,000—合格
セントラル・テレビ	£ 2,000—無競争
スコティッシュ	£ 2,000—無競争
TV S	£ 59,758,000—落選

地域の特殊性があるチャンネル・テレビは別にして、セントラルとスコティッシュの2,000ポンド（当時の為替レートで50万円足らず）は、桁違いの低額である。両社とも事前の綿密な調査によって無競争に確信をもっていたという。逆にTV Sは、申請者中最高額（140億円相当）の提示が裏目に出で、サービスの継続が困難であると判断された。

〈既存事業者の失格〉

テムズ・テレビ (入札額)
TV-a m (入札額)
TV S (サービスの維持)
TSW (サービスの維持)

放送界は言うまでもなく世間を最も驚かせたのは、イギリスの商業テレビ第1号の栄誉を担うARの後身で、ITVの雄であったテムズ・テレビ

の落選である。リチャード・ダン社長は、「現金に質が負けた (Cash has beaten quality)」とカールトンに敗れた無念を語った。⁸⁰

テムズ・テレビに勝つチャンスがあったとすれば、「例外的事情」の適用だった。テムズには確かに、例外的にまたは最高入札者より大いに高い質の番組を作る能力があると、認められてもしかるべきだったかもしれない。しかしITCのデビッド・グレンクロス事務局長は、ITCの見るところでは「例外的事情」に相当するものはなかった、と断言した。

ITV新体制のスタート

1993年1月1日から新規参入4社を含むITVの新体制がスタートした。最初の1年の仕事ぶりはどうであったか。ITCとしては免許の交付にあたり、番組の質その他について一定の条件をつけており、それが守られているかどうかを見届ける責任がある。そのITCの評価が1994年5月末に発表された。この中に特にやり玉に上げられたのは、実績のある前任者から高額の入札で免許を奪い取った新規参入の2社だった。

まず全国ネット朝食時テレビのGMTV (Good Morning TV) である。GMTVが最初の1年間に出した赤字は1000万ポンド（現在のレートで17億円）に上った。同社は入札額の3460万ポンドに収入の15% (ITV全社中最高の比率) を加えたものを、毎年国庫に納入しなければならない。その額は総収入の50%を超えるという。前任のTV-a mの2倍半もの高額で入札したつけが、ここにきて回ってきたと言つていい。番組サービスの面では、特にニュースと報道番組の時間数が免許で要求されているより週平均で1時間以上も少ないことが指摘された。ITCは同社の経営難を酌んで、94年度は免許要件の1部を緩和したが、それでもこの要件が順守されなければ、罰金を科するという条件をつけた。

次がロンドンのカールトン・テレビ。特に問題にされたのは、ITVの全国ネットワークへの貢献度である。前任のテムズ・テレビは良質の番組を最も多くネットワークに提供していたが、カールトンは量も（年間の実績が提案の25%にとどま

る) 質も期待を裏切った。カールトンはチャンネル4と同じいわゆる publisher broadcasterで、自らは番組を制作せず、独立プロなどに番組を注文してネットワークに提供するが、そこに独自性のあるもの、注目すべきものがあまりなかったという。94年以降大きな改善が望まれる—これがITCの結論である。

またITVの全国ネットの編成にあたる新設のネットワーク・センターにも、慎重すぎて目新しさや冒険心にかけるという注文がつけられた。

こうしたITCの厳しい判定に対して、テムズ・テレビのドキュメンタリー番組を担当していたあるプロデューサーは、「ITCは免許決定の審査段階で、「質のいい」テムズやTV-a mを守るチャンスがあったのにそれをせず、今になって不平を言うのはおかしい」、と皮肉っている。

インディペンデント紙は、『ITVの劣悪な画質』と題する社説でこの問題を取り上げ、「免許を与えたITCは、劣悪な水準がチェックされずに続くのを許しておいてはいけない」として、ITCの「率直なもの言い」を歓迎している。同社説はまた新しいITVが冒険をせず、リスクの少ない安全な形式に頼る傾向にあること、特に高い入札金を支払った会社にこの傾向が強いことを、危険な兆候だと指摘している。⁸¹

新チャンネル4の船出

ITCのこの年次評価で最優秀の点をもらったのは、チャンネル4であった。従来のIBAの子会社から自ら広告をとる独立の法人となって最初の1年は大成功で、番組の質の点でも新しい試みや独自性の点でも、高い水準を達成したと評価された。ただしチャンネル4のためにのみ制作された番組が、50%を割ったことが指摘された。独立採算制になって購入番組が増えたことなどによるものであろう。

視聴者シェアは前年の10%から11%に伸び、これに伴って収入も前年（ITV各社の拠出金）より36%も多い3億3000万ポンドに上った。ところがここに一つの問題が持ち上がった。ITVがチャンネル4に一定の収入を保証するという、いわゆる安全ネット（safety net）の問題である。こ

の措置は、チャンネル4の収入が自身も含めた地上波商業テレビ全体の収入の14%に満たない場合は、ITV各社が（2%を限度に）不足分を補填するというものである。しかし逆にチャンネル4にこの基準を超える収入があった場合は、その超過分の半分をITV各社に還付するという定めがある。93年のチャンネル4の収入のシェアは、基準をはるかに超える18%余りに達した。そのためチャンネル4は、結果的に3800万ポンド余りの金をITV側に支払うはめに陥った。チャンネル4の予測によれば、この額は今後10年間に5億ポンドにも上る見込みだという。安全ネットで守られるはずのチャンネル4が、皮肉にも逆にITVにとって「金の卵を産むガチョウ」になり続ける可能性があるというわけである。このためチャンネル4は政府にこの条項の見直しを求め、現在国会で審議中の96年放送法案で、関連条項の改廃が行われることになっている。

空からの脅威—BSkyB

90年放送法が発効した翌日の1990年11月2日、スカイとBSkyBの電撃的な合併で誕生したBSkyBは、翌年1月から非国内衛星放送の免許を与えられ、スカイワン、スカイニュース、スカイスポーツ、スカイムービー、ムービーチャンネル、コメディチャンネルの6チャンネルのサービスを始めた。2つの映画チャンネルは当初からサブスクリプションの有料サービスだったが、翌1992年9月からはスカイスポーツも有料化された。

映画と並んでスポーツで稼ぐを基本戦略に、BSkyBは1992年8月から5年間のサッカー・プレミアリーグの生中継放送権を手始めに、次々に大きなスポーツの放送権を獲得していく。それに伴って加入者数も順調に増加、1993年6月にはついに単年度ながら初の黒字（6150万ポンド）を計上する。この年の9月からは同じアストラ衛星を利用する放送事業者に呼びかけて、チャンネルパッケージの「スカイ・マルチチャンネル（SMC）」を発足させ、本格的なサブスクリプション・サービスに移行した。現在ベーシック、プレミアムの両サービスをあわせて28チャンネルが参加している。そしてその後のBSkyBは“軌

道”に乗った安定した“飛行”を続け、現在の受信世帯数は表4に示すように550万近くと、BBCのその30%に迫る勢いを示している。

表4 BSkyB発表の受信世帯数
(ケーブルも含む)

92.6	93.6	94.6	95.12	96.5
1.76m	2.47m	3.48m	5.18m	5.35m

今年の3月16日、イギリス初のペイ・ビュー(pay per view)の放送が、BSkyBによって行われた。ブルーノ(英)対タイソン(米)のボクシング世界ヘビー級タイトル戦の実況中継である。9.95ポンド(約1700円)の特別料金を支払ってこの試合を見たBSkyB加入者は60万世帯に上った。この放送は初めてのペイ・パー・ビューであることのほかに、もう一つの意義があった。この週の衛星・ケーブルの視聴者シェア(表5のothers)が、初めて10%を超えしかも地上波のチャンネル4を上回ったことである。衛星放送が視聴者の数で地上波の放送と肩を並べる時代が、もうそこまで来ていると感じたのは、BSkyBの関係者ばかりではなかった。

表5 テレビ視聴者シェア(BARB調査)

	BBC1	BBC2	ITV	C4	Others
91	34.3	10.1	42.4	9.8	3.4
92	33.8	10.4	40.9	10.1	4.8
93	32.8	10.2	39.9	10.9	6.2
94	32.4	10.6	39.5	10.7	6.8
95	32.2	11.2	37.2	10.9	8.5
*	33.1	10.7	35.9	10.1	10.2

(*は1996.3.11-17の週の数字)

BSkyBは来年早々に打ち上げられる予定のアストラ衛星1Gを使って、秋以降に200チャンネルのデジタル衛星放送を始める計画を発表し、他の放送事業者にも参加を呼びかけている。グラナダ・テレビはBSkyBと手を結んで、GSKyB(グラナダ・スカイ・ブロードキャスティング)という8チャンネルのアナログ衛星サービスを今年中に開始し、その後デジタルに移行することをすでに決めている。BBCの商業活動を統括

しているBBCワールド・ワイドにも、これとまったく同じような衛星放送計画がある。マードックによる空の支配は、ますます地盤を強固にして拡大されていくようである。

表5に見られるように、BSkyBの視聴者シェアの拡大は、そっくりままITVの視聴者シェアの減少となって表れている。少なくとも1991年以降を見るかぎり、衛星に食われている地上波はBBCではなくてITVであることは一目瞭然である。これに加えて、ITVには来年から地上にも新たなライバルが出現する。チャンネル5である。しかも広告収入という同じ財源を、チャンネル4も加えた3者で争わなければならぬことになる。これもまた大きな危機の到来と言わなければならない。

VII 21世紀へー放送新時代とITV

イギリス政府は1994年以来、放送の将来に関する重要政策文書を相次いで発表している。

①放送白書『BBCの将来』⁸² (94年7月)

②『メディア所有に関する政府提案』⁸³

(95年5月)

③デジタル白書『地上波デジタル放送に関する政
府提案』⁸⁴ (95年8月)

以上の3文書である。このうち①についてはBBCの新特許状の形で、すでに法制化を終えている。②と③の提案については、96年放送法案として国会に提出され審議が行われている最中である（1996年7月末に成立）。いずれも、ITVの将来に重大なかかわりのある問題である。

BBCの商業化路線

放送白書『BBCの将来』は要するに、イギリスの公共サービス放送の中核としてのBBCの、さしあたり21世紀初頭までの生き残りを保証した文書である。これに基づいて2006年を期限とする新しいBBC特許状が作成され、すでに1996年5月から施行されている。

問題はその生き残りの戦略である。『BBCの将来』はサブタイトルに「国民に奉仕し世界で競う」とあるように、これまで副次的なものにすぎなかったBBCの商業活動の推進一中でもその国際戦略の推進を前面に押し出し、公共サービスと並ぶ2本の柱の一つとして位置づけたところに新味があった。BBCは放送事業者としての長い実績とブランド、国際活動の豊かな経験などを武器に、国際的なマルチメディア企業への発展を目指すべきだ、というのが政府の考え方である。

新しい特許状にはこの考え方を基に、BBCは従来の「国内放送業務」や「国際放送業務」のほかに、広告やサブスクリプションを財源とする公共サービス以外の放送や通信サービスなどの「商業的業務」（Commercial Services）を、国内でも国外でも行うことができる事が明記された。⁸⁴ BBCはこれまでにも国外では、政府の同意のもとに衛星によるワールド・テレビサービスなどの商

業活動を行ってきた。これを国内でも行うことができるようになったところに、受信料以外の収入がほしいBBCにとって意義がある。ただし公共サービス活動と商業活動は、明確な分離のもとで行われるべきだとされ、受信料の商業活動への流用などは禁じられる。

これに対しITCは商業テレビ規制機関の立場から、BBCの商業化への傾斜に次のように懸念を表明した（1994.11.放送白書へのITCの意見書要旨）。

「BBCの基本的任務は、国民に公共サービスとして放送番組を提供することにあるが、その活動の過程で番組の2次利用の権利などの財産が生まれる。BBCはこの財産の活用に努め、そこから生ずる利益を受信料収入の補完にあてるべきである。

しかしBBCが番組2次利用の権利の枠を越えて商業活動を行い、またそれをもとに新しい事業に乗り出すことには、次の理由で反対する。

- ・受信料収入も、そこから生じた財産による収入も、自己資本として扱われるべきでなく、新規事業に投資して危険にさらすべきでない。受信料支払い者は投資家ではない。

- ・BBCは公共事業体であり、商業目的を追求する組織形態をなしていない。公共サービスと商業活動の2つを単一の管理のもとにおくのは危険が大きく、イギリスでは成功したためしがない。

放送白書は『BBCはすべての商業活動を、自らの子会社に行わせるつもりだ』と述べている。しかし番組の2次利用などによるBBCの商業活動は、競争入札で選抜された他の企業に行わせるべきであると、ITCは考える。この方法には次のような利点がある。

- ・実績と資金と技術をもった専門企業が事業を行うので、BBCの中に公共サービスと商業活動の2つの部門を分けて設ける必要がない。

- ・BBCが受信料収入やその他の収入を、危険な新規事業に投資する必要がない。

- ・BBCは放送、番組の制作や調達など中核となる活動に専念することによって、現在の規模を維持し、経営の複雑化や余分な経費の支出を避けることができる。」

ITCはこのようにBBCの商業活動の抑制を主張したが、その後のBBCの動きはむしろその反対の方向へ拡大路線を見る姿勢を示しているよう見える。

一方ITV連合会は「BBCの商業活動の枠組みは、公共サービスと分離され、ガラス張りで、国民に責任もって説明できるものでなければならない」という、比較的穏やかなコメントを出すにとどまった。これはBBC自身がすでにに出している商業活動の指針の枠内にとどまるものである。しかしBBC（の子会社）が国内でサブスクリプションのみならず、広告収入を財源とする番組サービスにまで手を広げることになれば、ITVの領域に踏み込むことになり、その影響は無視できないものになるはずである。

所有規制緩和とITV再編

ITVはもともと1社1免許が原則で、合併は認められていなかった。またITVと新聞社の間では、互いに20%を超える資本参加は認められていない。

しかしイギリス政府は90年放送法以来、現在審議中の96年放送法案に至るまで、段階的に規制緩和を進めてきた。それは第1に、90年放送法の規定により、94年からEC域内の外国企業にもITVを支配する（50%を超えて資本を所有する）ことができることになったため、国内資本に合併による経営基盤の強化を認める必要が出てきたためだった。

現在までの規制緩和の推移は、以下のとおりである。

〈ITVの所有規制緩和〉

90年放送法

①ITV1社1免許の原則を廃し、2地域までの免許保有を認める。ただし大規模9地域の免許を2つもつことはできない（116ページITVマップの上から9番目までの地域）。

1993.11.政府発表

②大規模9地域の規制を解除し、1社2地域までの免許保有を全地域について認める。これにより大規模局2局間の合併が可能になる。

1995.5.政府提案

- ③ITV・新聞社の相互所有（支配）を認める。
ただし、全国紙の総発行部数の20%以上のシェアをもつ新聞グループには、これを認めない。
(注)これにより、タイムズ、サンなどをもつマードック・グループと、デイリーミラーなどのミラー・グループは除外される。

96年放送法案

- ④1社2免許の上限を廃し、3局以上の所有（支配）を認める。ただしその視聴者シェアが、衛星波を含む全テレビ視聴者の15%を超えてはならない。

このうち①と②の措置はすでに実施され、これによってカールトンとセントラル、グラナダとLWTという大型局どうしの合併を含め8局の合併が行われている。以下に親会社名（合併年月）、テレビ局名、そして[]の中には1994年12月現在の視聴者シェアの合計を記した。

1 YTTTV (1992.6.)	ヨークシャー・テレビ（ヨークシャー） タインティーズ・テレビ（イングランド北東部） [5.9%]
2 Carlton Communications (1994.2.)	カールトン・テレビ（ロンドン週日） セントラル・テレビ（イングランド中部） [9.4%]
3 Granada Group (1994.2.)	グラナダ・テレビ（イングランド北西部） LWT（ロンドン週末） [7.2%]
4 MAI Broadcasting (1994.3.)	メリディアン放送（イングランド南部） アングリア・テレビ（イングランド東部） [5.4%]
96年放送法が成立し、上記③と④の規制緩和措置が実施されれば、カールトン、グラナダ、MAI（国際的金融・メディアグループ）の3つのグループを中心に、テレビ界進出をねらう新聞グループがからんだ合併・買収劇が展開され、ITVは再編成の時を迎えるだろうというのが、消息筋の見方である。事実このうちMAIグループは、United News & Media（全国紙のDaily	

Express や Daily Star を発行する新聞事業者）との合併が、すでに決定している。

またロンドン証券市場では、買収を噂される中小 I T V の株価上りの動きが早くも見られているという。視聴者シェアが 15% を超えてはならないという制約はあるが、例えばカールトン・グループ（シェア 9.4%）が、ウエーブズ・イングランド西部の H T V （2.8%）とスコッティッシュ・テレビ（2.6%）の 2 局を同時に買収することも、法的には可能になるのである。

ところで上記 3 グループの総帥は、マイケル・グリーン（カールトン）、ジェリー・ロビンソン（グラナダ）、クリーブ・ホリック（M A I）といずれも放送にルーツをもたない実業家である。I T V の支配が、文化としての放送よりどちらかと言えば産業としての放送に深い関心をもつ人たちの手に移ったことは、I T V の伝統的な公共サービス性という観点からも、決して軽視できない問題であろう。

デジタル放送の行方

政府が 1995 年に発表したデジタル構想は、早ければ 1997 年にも地上波テレビのデジタル放送を開始し、将来はアナログ放送からの全面的な切り替えを図ろうというもので、地上波としては世界に先駆ける試みである。

現在行われているアナログ放送では、1 つの周波数帯域（frequency channel）につき 1 チャンネルの番組サービスしか伝送できないが、デジタル放送では、圧縮技術により幾つかのチャンネルをまとめて送ることが可能になる。このように複数チャンネルの番組を 1 つの周波数帯域に束ねること、また束ねられたものを“マルチプレックス（multiplex）”という。マルチプレックスされて送られる複数のチャンネルは、デコーダーで個々のチャンネルに復元されて受信される。これにより周波数の効率的な使用が可能になり多チャンネル化が進むほか、画質や音質が改善され、ワイドスクリーン・テレビなども可能になる。

イギリス政府の計画では、デジタルテレビ用に割り当てるのは 6 つのマルチプレックスで、1 つにつき最低 3 つのテレビチャンネル（合計で最低

18 チャンネル）の伝送が可能だという。⁸⁵ またアナログからデジタルへの全面的移行の時期は、イギリスの家庭の半分がデジタルテレビを受信するようになった時か、デジタル放送開始から 5 年を経過した時の、どちらかの早い時点でいつからにするか—例えばそれから 10 年後にするか、15 年後にするかを決定するという。

イギリス政府の地上波デジタル放送構想は、マルチプレックスを管理運営する事業者と、そのマルチプレックス事業者と契約を結んでその周波数を使用する放送事業者のそれぞれに別々の免許を与える、いわば 2 元的免許システムをとっているのが特徴である。免許申請のイメージは、次のように考えられている。⁸⁶

マルチプレックス事業の希望者が一括計画書をもって、I T C に免許を申請する。「マルチプレックス 3 に申請します。番組の供給者についてはすでに放送事業者 X、Y、Z とこういう内容で合意しています。テレテキスト事業者 A、付加サービス事業者 B、コンディショナル・アクセス（ペイ・テレビを行う放送事業者の技術・運営の管理を専門に行う）事業者 C、電子番組ガイドの D とも合意しています。」

マルチプレックスの申請者が放送事業者との合意まで説明しなければならないのは、彼らには放送される番組の多様性の確保が義務づけられているからである。I T C はこれと平行して、放送事業希望者から提出される免許申請の審査も行うことになる。具体的な手続きの方法や審査規定などについては、I T C が現在関係各方面の意見を聞きながら草案を作成中である。

しかし現行の地上波テレビの事業者、つまり B C、I T V、チャンネル 4、それに 1997 年から放送を開始する予定のチャンネル 5 には、公共サービス放送の継続性という観点から、現在のアナログ地上波放送の 100% のサイマルカストを義務づけると引き替えに、初めから次のようにマルチプレックスを割り当てることにした。

B B C (B B C 1 と 2)	1 つ
I T V と チャンネル 4	1 つ（分有）
チャンネル 5	半分

これは当初の案にはなかったが、放送事業者側

からの強い要望で96年放送法案に盛り込まれたものである。これで例えばBBCは2チャンネルの公共サービス放送のサイマルカストの義務を果たした上で、最低でも1チャンネル、実際には2チャンネル以上と言われる残りの周波数を、新たな放送サービスに利用することが保証されたことになる。さらに残りのマルチプレックスでの放送事業を申請することも自由である。これはITVも変わらない。

96年放送法案は本質的にデジタル導入法案であり、その成立はイギリスの新放送時代の幕開けを告げるものになる。しかし前途は依然として不透明である。マードックのBSkyBが一步も二歩も先んじて始める衛星波デジタル放送との、不利が予想される競争があり、基盤整備その他に要する多大な投資の問題がある。何よりも視聴者が、新たに必要となる受信設備と新たなサービスに金を支払う意志があるかどうか。

政府も今ではそのことを十分認識しているようである。昨年8月に初めて構想を発表した時は、世界をリードするイギリスの放送というバラ色の将来を描いてみせたバージニア・ボトムリー国民文化相が、4か月後の放送法案の発表では、「成功の保証のなさ」や「危険な投資の必要性」を強調して次のように述べている。

「変化は人の心を動搖させる。懸念の表明もある。……放送の性格は変わりつつある。我々は“黄金時代”を振り返るだけではいけない。黄金の将来に目を向けなければならない。危険を覚悟でことを行えば報いが得られ、イギリスは世界に一歩先駆けて歩み続けることができるだろう。」

これに関連して、筆者が今年3月にロンドンを訪れた際、国民文化省の放送行政担当の高官が、「個人的見解を言えば、デジタル放送は成功しないだろう」と述べた言葉が思い出される。⁸⁷

放送事業者側では、BBCが今年5月に出した『デジタル時代の選択の拡大』という文書で、デジタル放送に取り組む姿勢を明らかにしたほか、ITV各社も合同のデジタルサービスを行うことで合意したと伝えられる。しかし少なくともITVには、今のところ積極的な参加の意欲は感じられない。その理由は第1に、デジタルが商売にな

るのは当分先の話になりそうだからである。ITV連合会の技術局長クリス・ヒバート氏は、消極的な参加の姿勢をこう語っている。⁸⁶

「現在は我々がデジタルを欲しがっているのではなくて、政府が我々（の参加）を欲しがっているというのが実情だ。ITVにとって問題はデジタルを始めて、それによる収入が当分望めないことだ。我々が参加しないのも一つの選択だが、それではデジタル放送が我々の望まない方向に行なった場合にも、不満も言えない立場になる。実際現行の放送事業者が参加しなくても5年かそこらは害はないだろうが、長期的には問題だ。アナログの廃止はいずれ避けられない。我々が恐竜のように振る舞えば、一晩で死ぬようなことはなくても、やがて滅びてしまうかもしれない。」

岐路に立つITV

ITVが商業テレビながら、BBCとともに世界に冠たるイギリスの公共サービス放送を支えて40年余り。それは揺籃期から成長期、安定期そして危機の時代へと、幾多の糾余曲折を経験してきた。そしていま21世紀を目前にして、ITVがこれまで以上のさまざまな危機に直面していることはこれまでに見てきたとおりである。ITVはこの先も困難を乗り越えて、このまま公共サービスの伝統を一翼を担っていくことができるのだろうか。それとも別の道を選ばざるを得なくなるのか…

最後にインディペンデント紙のマイケル・リープマン⁸⁸の記事によって、放送界のオピニオン・リーダーたちの見方を紹介しておこう。残念ながら悲観的な見通しを語る人が多いようである。²²

サー・デニス・フォーマン（グラナダ・テレビ元会長）「デジタル技術がチャンネル数をますます増やすとき、ITVやBBCのような総合編成テレビ局の余命は、いくばくもなくなるかもしれない。」

デビッド・プラウライト（グラナダ・テレビ元会長）「ITVは大商業娯楽チャンネルになって、本来の大切な地域性をますます失っていくように思われる。」

マイケル・グレード（チャンネル4 最高業務責任者）「ITVの公共サービスの役割は減じつつある。それはますます番組編成の片隅に追いやられて、最後にはなくなってしまうだろう。それはじきに全面的な娯楽チャンネルになってしまうだろう。どの時間帯にもあらゆる犠牲を払って、視聴率競争に勝つために。」

ジョン・パート（BBC会長）「ITVは広告の独占を失って、その歴史の新しい時代の入り口に立っている。しかし、それが予見可能な将来において、重要な放送事業者でなくなるとは、とても思われない。ITVとチャンネル4があらゆる分野で競争を挑まないような事態は、私の最も見たくないことだ。」

ビル・スチュアート（著名なコメディー制作者）
「ITVは50年代にがむしゃらな生まれ方をし、その後非常に高い水準をもつ洗練されたサービスになった。今では人を信じない商人になってしまったと私は思っている。」

これこそいうまでもなく、リース卿やあの頭の堅いもったいぶった連中が、商業テレビ誕生の当初から予言していたことではないか——リープマンは最後にこう結論づけている。

（みのは のぶひろ）

ITV関連略年表

- 1951 ベバレッジ委員会が報告書—BBCの放送独占支持
1952 チャーチル政府が商業テレビの導入を示唆
1953 同政府が商業テレビ開設の具体案提示
1954 商業テレビ導入の54年テレビ法施行—I TA発足
1955 初のITV局（AR）開局
1962 ピルキントン委員会が報告書—I TVの番組を批判
1963 テレビ法改正—I TAの役割強化
1964 “テレビ浄化運動”（ホワイトハウス）始まる
BBC第2テレビ放送開始
1967 BBC第2テレビのカラー化
1969 BBC第1テレビ・ITVカラー化
1972 商業ラジオ導入のラジオ放送法施行
ITAに替わりIBA発足
1973 初の商業ラジオ局（LBC）開局
1974 放送行政の所管内務省に移管
BBCテレテキストサービス開始
1975 IBAテレテキストサービス開始
1977 イギリスにDBS5波の割り当て
アナン委員会が報告書—規制された複占を批判
1979 サッチャー政権誕生
ITVで史上最高11週間のストライキ
1981 放送苦情処理委員会（BCC）発足
1982 ハント委員会が報告書—ケーブルの拡大を勧告
チャンネル4放送開始
1983 BBC, ITVとともに朝食時テレビ開始
ケーブル白書発表
1984 スカイ・チャンネル（英初の衛星番組サービス）開始
ケーブル・放送法施行—CA設立
1985 「21クラブ」衛星放送DBS計画の推進を断念
1986 ピーコック委員会が報告書—競争原理の導入を提言
IBAがBSBに衛星放送免許付与

1987
ダウニング街放送セミナー開く
1988
番組基準審議会（BSC）発足
ITV全社の24時間放送化完了
北アイルランドのテロ組織の放送禁止
サッチャー政府が放送白書—放送改革の方針発表
1989
衛星放送スカイ・テレビ放送開始
1990
衛星放送BSB放送開始
90年放送法施行
スカイとBSBが合併—BSkyB誕生
1991
IBAに替わりITCとRA発足
ITV免許に初の競争入札
1992
国民文化省新設—放送行政を担当
初の全国ネット商業ラジオ「クラシックFM」開局
1993
スカイ・マルチチャンネル開始
ITVの所有制限緩和一大規模合併の動き始まる
1994
メジャー政府が放送白書「BBCの将来」発表
1995
「メディア所有に関する政府提案」発表
「地上波デジタル放送に関する政府提案」発表
チャンネル5の免許決定
新放送法案（デジタル放送と規制緩和）国会提出
1996
BBC新特許状（2006年まで有効）施行

参考文献

- McDonnel,James. *Public Service Broadcasting: A Reader.* Routledge,1991.
- Smith,Anthony. *BRITISH BROADCASTING.* David & Charles,1974.
- Sendall,Bernard. *Independent Television in Britain: volume 1,2.* THE MACMILLAN PRESS, 1982,1983.
- Potter,Jeremy. *Independent Television in Britain: volume 3,4.* THE MACMILLAN PRESS, 1989,1990.
- Briggs,Asa. *The History of Broadcasting in the United Kingdom: volume 5.* Oxford University Press,1995.
- MacDonald,Barrie. *Broadcasting in the United Kingdom: Revised second edition.* Mansell,1994.
- Cain,John. *The BBC:70 years of broadcasting.* BBC,1992.
- Paulu,Burton. *Television and Radio in the United Kingdom.* THE MACMILLAN PRESS,1981.
- Harbord,Jane and Wright,Jeff. *40 YEARS OF BRITISH TELEVISION:* Second edition. Box-tree 1995.
- THE 'TELEVISION' CONCISE HISTORY OF TELEVISION(1-6).The Journal of the Royal Television Society,April 1995 - January/February 1996.
- Chippindale,Peter.& Franks,Suzanne. *DISHED!* Simon & Schuster,1991
- Davidson,Andrew. *Under the Hammer-The inside*

story of the 1991 ITV franchise battle.
Heinemann,1992

Horrie,Chris.& Clark,Steve. FUZZY MONSTERS-
FEAR AND LOATHING AT THE BBC-.
Heinemann, 1994.

Barnett,Steven.& Curry,Andrew.THE BATLLE
FOR THE BBC. Aurum Press,1994.

注

- 1) ケーブル事業の Broadcast Relay Services と日刊紙 デーリー・メールなどの Associated Newspapers が共同で設立した。
- 2) The Times,1955.9.23. "First night of the ITA"
- 3) Yorkshire Post,1955.9.23. "Commercial TV had a quiet start"
- 4) The Manchester Guardian,1955.9.23. "ITV makes its bow"
- 5) 当時は労働党アトリー政権の時代だった。アトリーはテレビにあまり関心がなく、「テレビジョンー私はそんなものは欲しくない。好きではない。持ちたいと思わない」と言ったという1958年の言葉が残っている。
- 6) The Broadcasting Committee,1949.
(Chairman: Lord Beveridge)
- 7) Paulu,p.17. オリジナルは Report of the Broadcasting Committee,1949 =Beveridge Report: Appendix H: Memoranda Submitted to the Committee(Cmd.8116),p.364.
- 8) Paulu,p.10,p.17. Beveridge Report,p.203.
- 9) McDonnel,pp.29-30. Hansard:House of Commons vol.490,cols 1490-9,19 July 1951;
- 10) 第1の放送白書 Memorandum on the Report of the Broadcasting Committee,1949(Cmd.8550)1952.
- 11) Smith,p.103. Hansard:House of Lords vol.176, col.1297,22 May 1952.
- 12) 第2の放送白書 Broadcasting: Memorandum on television policy(Cmd.9005),1953.
- 13) ibidem. paras 7,9. Smith,pp.107-8.
- 14) ibidem. para 6. Smith pp.106-7.
- 15) Hansard:House of Lords,cols 355-6, 1 July 1954.
- 16) McIntyre,Ian.The Expense of Glory.Harper Colins, 1993. p.324.
- 17) McDonnell,p.1. Briggs,Asa.The Birth of Broadcasting. Oxford University Press, 1961, pp. 234-9.
- 18) Sendall,vol.1, p.149
- 19) Briggs,p.11によると、この言葉はいつ発せられたか不明だが、トムソン自身この言葉が気に入つて、自伝のある章のタイトルにも使っているという。しかし THE 'TELEVISION' CONCISE HISTORY:3 によると、トムソンと I T V 全体がこの軽率な発言をいつまでも悔いたという。
- 20) 40 YEARS OF BRITISH TELEVISION,P.8.
- 21) McDonnell,p.12. Reith,J.C.W. Broadcast over Britain. Hodder & Stoughton,1924,p.34.
- 22) The Independent,1995.9.18. "Don't adjust your set. This is an ad" (M.Leapman)
- 23) ibidem.
- 24) ibidem. グラナダのこうした哲学は、ニュースや報道番組にはっきりと反映され、それがこのテレビ局の名を高めたと筆者は指摘している。
- 25) Cain,p.78.
- 26) ibidem,p.77.
- 27) McDonnell,pp.35-36. Sir Ian Jacob, The Tasks Before the BBC Today. The BBC Quarterly 9:3 (Autumn),1954,pp.132-3.
- 28) Briggs,p.1.(NORMAN COLLINS 1959.)
- 29) ibidem,p.1.(CAPTAIN TOM BROWNTRIGG, Asso-ciated-Rediffusion,1958.)
- 30) ibidem,pp.13-4.
- 31) The Committee on Broadcasting,1960.
(Chairman:Sir Harry Pilkington)
- 32) Report of the Committee on Broadcasting,1960 (Cmnd.1753),1962 =Pilkington Report, para.201.
- 33) ibidem,paras 578-9.
- 34) ibidem,para.149.
- 35) ibidem,para.901.
- 36) ibidem,para.906.
- 37) Evening Citizen,1962.7.5(グラスゴーの地方紙か)
- 38) Sendall,vol.2.p.141
- 39) The Daily Mail,1962.6.28.
- 40) THE "TELEVISION" CONCISE HISTORY 4.
- 41) Pilkington Report,para.49.
- 42) B B C の独占が崩れた時から、直ちに複占が始まるというのが普通の見方だが、ここでは I T V が公共サービス放送として確立した時から、眞の複占が始まるとする McDonnellの説に従う。
- 43) MacDonald,p.88. ITC Annual Report and Accounts, 1991-1994. その他による。
- 44) Mary Whitehouse の有名な 'Clean UP TV Campaign' が始まったのが1964年で、その翌年に National Viewers' and Listeners' Association が結

- 成された。
- 45) Committee on the Future of Broadcasting [1974] (Chairman:Lord Annan).その報告書が『Report of the Committee on the Future of Broadcasting (Cmnd.6753),1977.=Annan Report.
- 46) Annan Report,para.30.1.
- 47) ibidem,para.4.2.
- 48) ibidem,30.3.
- 49) 1951年にベバリッジ報告を受けた労働党政権は、多数意見に従ってBBCの放送独占を継続する方針を固めたが、直後の総選挙に敗れ、替わった保守党チャーチル政権は少数意見を取って、商業テレビを導入してしまう。今回も労働党政権はサッチャーに敗れて、アン委員会の提言の立法化に失敗する。その後もイギリスのメディア政策が、常に保守党によって決定され実施されてきたことは、ロンドンのシティ大学社会学教授タンストールの指摘するとおりである。J.Tunstall.The Media in Western Europe.chap.17,The United Kingdom. SAGE Publications,1992,pp.240-1.
- 50) McDonnell,pp.58-60. Isaacs,Jeremy. 'Submission to the Minister of Posts and Telecommunications'; printed as Appendix I in Stephen Lambert, Channel Four: Television with a difference? BFI,1982,pp.166-7.
- 51) その他の主な決定事項は、放送苦情処理委員会（BCC）の設置、IBAのテレキスト事業認可、IBAの期限の96年末までの延長など。
- 52) McDonnell,p.5.
- 53) The Inquiry into Cable Expansion and Broadcasting Policy[1982](Chairman:Lord Hunt of Tanworth)
- 54) McDonnell,pp.75-76. Report of the Inquiry into Cable Expansion and Broadcasting Policy (Cmnd.8679) 1982.=Hunt Report.
- 55) The Committee on Financing the BBC[1985] (Chairman:Professor Alan Peacock)
- 56) Report of the Committee on Financing the BBC (Cmnd.9824)=Peacock Reportの第4章のタイトルが『The "Comfortable Duopoly".pp.38-44.
- 57) Peacock Report,para.547.
- 58) ibidem,para.592.
- 59) Broadcasting in the '90s:Competition,Choice and Quality-The Government's Plans for Broadcasting Legislation(Cm.517)
- 60) Peacock Report,para.585.
- 61) ibidem,589.
- 62) ibidem,590.
- 63) ibidem,655.
- 64) セミナーに出席した放送界その他の主な顔ぶれは次のとおり。
 J. パート（BBC副会長）
 M. グレード（BBC1コントローラー）
 J. アイザックス（チャンネル4会長）
 I. トレソウアン（テムズTV会長）
 B. ブラウン（スコティッシュTV会長）
 D. コール（アングリアTV社長）
 J. ウィットニー（IBA事務局長）
 R. フーパー（スーパー・チャンネル）
 M. ダーロー（独立プロ連合会）
 D. グラハム（独立プロ）
 M. グリーン（カールトン会長）
 D. ジョンソン（石けん会社マーケット部長）
 J. スターリング（海運会社経営・政府顧問）
 B. グリフィス（教授・政策ブレーン）
 A. ピーコック（教授・放送調査委員長）
 なお、セミナーの模様、その後の経過などは主にDavidson, Barnett & Curry, Horrie & Clarkの著書によった。
- 65) Davidson,p.11.
- 66) Barnett & Curry,p.118.
- 67) Davidson,p.12.
- 68) ibidem,pp.12~5.
- 69) Barnett & Curry,pp.117~8.
- 70) ibidem,pp.120~1.
- 71) 88年放送白書, para.1.2
- 72) チャンネル5は、88年放送白書では時間分割免許の提案だったが、1990年法ではチャンネル3などと同じチャンネル免許となった。
- 73) DIGITAL TERRESTRIAL BROADCASTING ~The Government's Proposals~.(Cm 2946)1995.
- 74) Davidson,pp.274~5.
- 75) Financial Times,1990.3.29.
- 76) Tunstall, The Media in Western Europe p.247. p.241.
- 77) BROADCAST,1990.12.20. "End of an era"
- 78) 免許入札制実施の詳細については、NHK放送文化調査研究年報37（平成4年）の、蓑葉信弘「免許入札制の実施とイギリスの商業放送—54年テレビ法成立から90年放送法施行まで—」を参照
- 79) Financial Times,1991.10.17.
- 80) ibidem.
- 81) The Independent, 1994.5.27. "ITV's poor picture quality"

- 82) "THE FUTURE OF THE BBC: Serving the nation, Competing world-wide" (Cm 2621)
- 83) "MEDIA OWNERSHIP~The Government's Proposals~" (Cm 2872)
- 84) BBC Royal Charter, 3. The objects of the Corporation are as follows:—
- 85) ラジオのデジタル放送用には、7つのマルチプロセッサが割り当てられたが、本稿ではラジオについては割愛した
- 86) I T V 連合会技術局長のクリス・ヒバート (Chris Hibbert) 氏らの教示による (1996年3月、ロンドン現地取材)
- 87) Christopher Dawes, Head of Broadcasting Policy 1, DEPARTMENT OF NATIONAL HERITAGE
- 88) Michael Leapman, ジャーナリスト。著書に "The Last Days of the Beeb" 1986, Allen & Unwin. (邦訳「BBC王国の崩壊」日本放送出版協会) ほかがある。